

水産政策審議会第42回漁港漁場整備分科会会議次第

日時：令和2年2月5日（水）午後1時30分～

場所：三田共用会議所 2F 第2特別会議室

（東京都港区三田2丁目1番8号）

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（協議事項）

① 分科会長の選任について

② 分科会長代理の指名について

（報告事項）

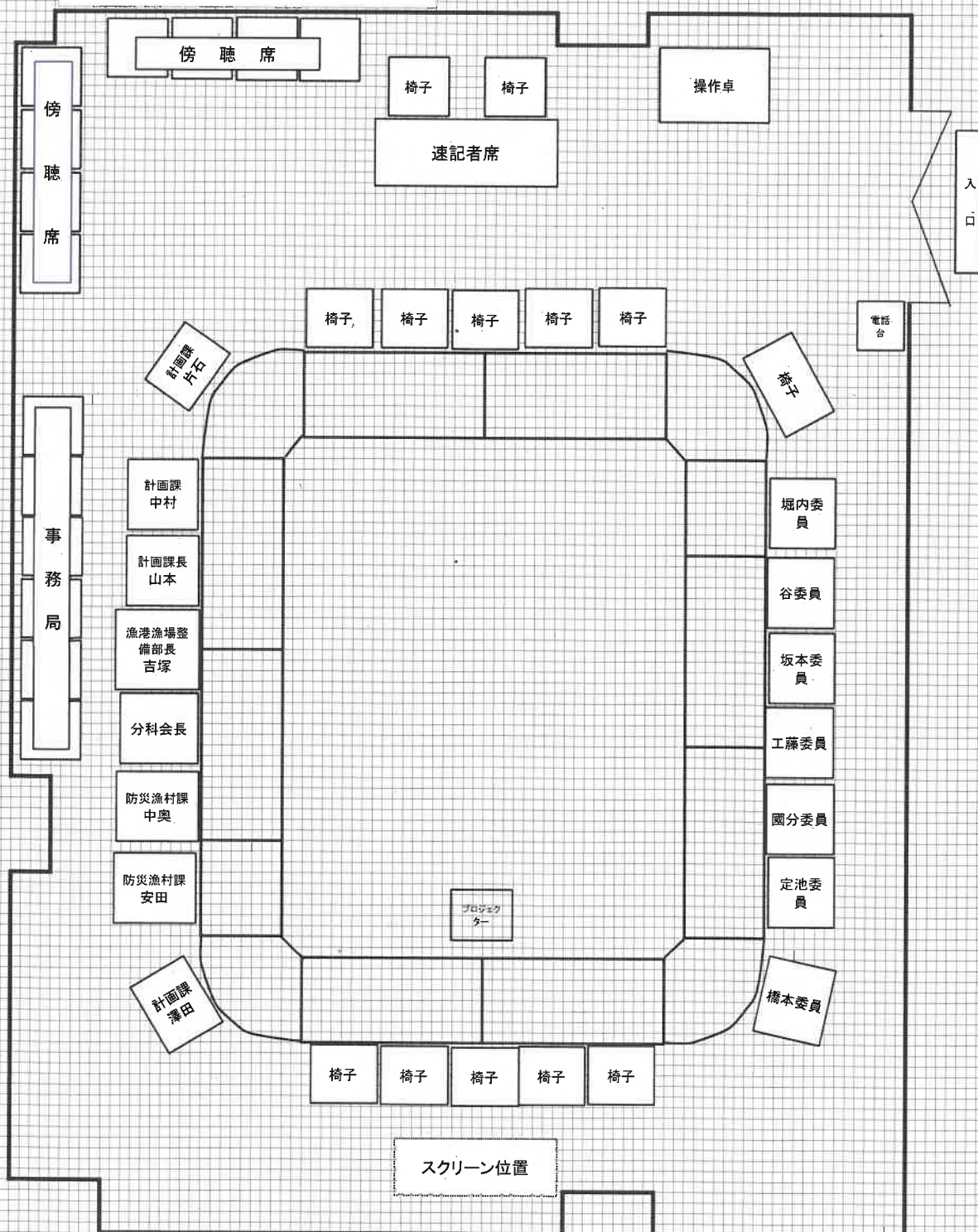
漁港漁場整備長期計画の進捗状況について

（その他）

4 閉 会

水産政策審議会第42回漁港漁場整備分科会 座席表

三田共用会議所 2F 第2特別会議室



水産政策審議会第42回漁港漁場整備分科会 資料一覧

資料1 漁港漁場整備分科会委員名簿

資料2 水産政策審議会漁港漁場整備分科会について

資料3 漁港漁場整備長期計画の進捗状況について

資料4 水産政策の改革について

参考資料1 漁港漁場整備長期計画に即した取組事例

参考資料2 平成30年度 水産の動向 概要 (抜粋)

パンフレット 新たな漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備分科会委員名簿

氏 名	現 職	備考
くどう たかふみ 工藤 貴史	東京海洋大学海洋科学部 海洋政策文化学科准教授	
こくぶん とよこ 國分 豊子	全国漁協女性部連絡協議会会長	
さかもと まさのぶ 坂本 雅信	千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長	
さだいけ ゆ き 定池 祐季	東北大学災害科学国際研究所助教	
たに りょういち 谷 綾一	日本遠洋旋網漁業協同組合監事	
はしもと ひろゆき 橋本 博之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
ほりうち せいじ 堀内 精二	(株)ホリエイ代表取締役	

(委員数 7 名：五十音順、敬称略)

水産政策審議会 漁港漁場整備分科会について

水産庁
漁港漁場整備部

(1) 漁港漁場整備分科会の位置付け

水産政策審議会令 (平成十三年六月二十九日)(政令第二百三十号)

(組織)

第一条 水産政策審議会(以下「審議会」という。)に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(略)

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
資源管理分科会	(略)
<u>漁港漁場整備分科会</u>	一 <u>水産基本法の施行に関する重要事項のうち、漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものを調査審議すること。</u> 二 <u>漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</u>

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決(次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。)をもって審議会の議決とすることができる。

(略)

「漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)の規定により審議会の権限に属させられた事項」に係る主な内容

① 漁港の指定(第6条)

農林水産大臣が第三種漁港及び第四種漁港の名称及び区域を定めて指定する際、水産政策審議会の議を経る。

② 漁港漁場整備基本方針(第6条の2)

農林水産大臣が漁港漁場整備基本方針を定めようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

③ 漁港漁場整備長期計画(第6条の3)

農林水産大臣が漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとする際、水産政策審議会の意見聴取。

④ 特定漁港漁場整備事業(第17条、他)

農林水産大臣が特定漁港漁場整備事業に係る許可の基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑤ 漁港管理者の決定(第25条)

農林水産大臣が第三種漁港及び第四種漁港の漁港管理者を決定する基準を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑥ 漁港管理規程例の制定及び変更(第34条)

農林水産大臣が模範漁港管理規程例を定める際、水産政策審議会の議を経る。

⑦ 漁港施設とみなされる施設(第40条)

農林水産大臣がみなし漁港施設を認可する際、水産政策審議会の議を経る。

⑧ 審査請求(第43条)

農林水産大臣が審査請求を裁決する際、水産政策審議会の意見聴取。

(2) 直近5年の議事

漁港漁場整備分科会における直近5年間の議事

年度	年月日	回	審議・協議 諮問・答申・報告	内 容	分科会長選任・分科 会長代理指名の別	②基本方針 ③長期計画	①漁港の指定 ⑥模範漁港管理規程例 ⑦みなし漁港施設
H30	H30. 11. 28	第41回	協議	分科会長の選任について	分科会長の選任		
	〃	〃	〃	分科会長代理の指名について	分科会長代理指名		
	〃	〃	諮問・答申	模範漁港管理規程例の一部改正について			模範漁港管理規程例
H28	H29. 3. 16	第40回	審議・答申	漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について		基本方針・長期計画	
	H29. 2. 2	第39回	審議	漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し(素案) の修正について		基本方針	
	〃	〃	〃	新たな漁港漁場整備長期計画(原案) について		長期計画	
	H29. 1. 16	第38回	審議	漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針見直し(素案) について		基本方針	
	〃	〃	〃	新たな漁港漁場整備長期計画(素案)について		長期計画	
	H28. 11. 1	第37回	審議	新たな漁港漁場整備長期計画の構成等について		長期計画	
	〃	〃	〃	漁港漁場整備基本方針の変更の視点について		基本方針	
	〃	〃	諮問・答申	諮問第270号 漁港施設としてみなされる施設の指定について			みなし漁港施設
	H28. 7. 22	第36回	協議	分科会長の選任について	分科会長の選任		
	〃	〃	〃	分科会長代理の指名について	分科会長代理指名		
H26	H26. 9. 4	第35回	協議	分科会長の選任について	分科会長の選任		
	〃	〃	〃	分科会長代理の指名について	分科会長代理指名		
	〃	〃	諮問・答申	諮問第241号 漁港の指定内容の変更について			漁港の指定

漁港漁場整備長期計画の 進捗状況について

水産庁
漁港漁場整備部

漁港漁場整備法における規定

漁港漁場整備法（昭和二十五年五月二日法律第百三十七号） 抜粋

第二章の三 漁港漁場整備長期計画

第六条の三 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 漁港漁場整備長期計画においては、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 漁港漁場整備長期計画は、水産物の加工及び流通の改善の動向並びに水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かななければならない。

（以下、略）

漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年七月二十八日政令第百三十九号） 抜粋

（漁港漁場整備長期計画）

第一条の三 法第六条の三第一項の漁港漁場整備長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

漁港漁場整備長期計画（平成29～令和3年度）

重点課題

今後5年間に重点的に取り組むべき課題

水産業の競争力強化と輸出促進

- ◆ 漁港の生産・流通機能を強化
 - ・荷さばき所等の再編・集約
 - ・大型漁船等へ対応した岸壁の整備
- ◆ 国内への安定供給及び輸出促進に対応した生産・流通体制を確保
 - ・衛生管理対策の推進
 - ・輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備



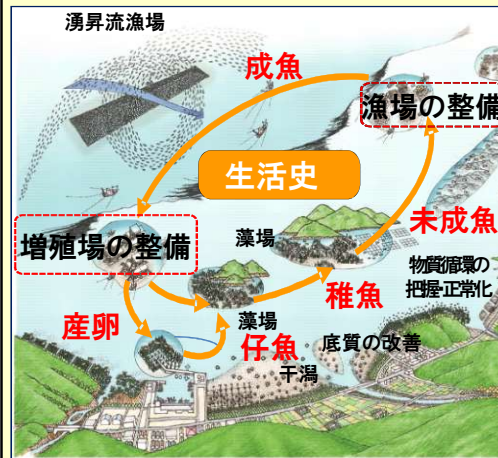
高度衛生管理体制の構築のための取組イメージ



輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備（ブリ養殖）

豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

- ◆ 水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備を実施
- ◆ 広域的な藻場・干潟の衰退要因等の把握とハード・ソフト対策を組み合わせた回復対策を実施
- ◆ 海水温上昇等に対応した漁場整備への取組
- ◆ 資源管理と併せた沖合域の漁場整備を推進



大規模自然災害に備えた対応力強化

- ◆ 東日本大震災からの復旧・復興を総仕上げ
- ◆ 災害時の救援活動、物資輸送等の拠点を整備
- ◆ 被災後の水産業の早期回復のための拠点を整備
- ◆ 台風・低気圧災害に備えた施設の耐波性能を向上



漁村の防災機能の強化対策

漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

- ◆ 都市住民や外国人観光客等による漁村への訪問を推進
- ◆ 住みやすく働きやすい漁村づくりを推進
- ◆ 施設の長寿命化対策を計画的に推進
- ◆ 漁港ストックの有効活用を推進



都市漁村の交流（修学旅行生による体験乗船）



静穏水域をナマコの増養殖場として有効活用

実施の目標

- 流通拠点漁港で新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合
5年間でおおむね50%
- 新たに輸出を拡大させる漁港数
5年間でおおむね60漁港

成果目標

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量
5年間でおおむね8万トン

- 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合
48% (H27) ⇒ おおむね60% (R3)
- 流通拠点漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
0% (H28) ⇒ おおむね30% (R3)

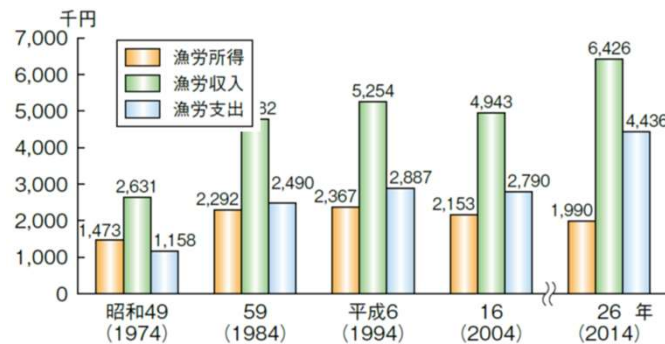
- 都市漁村交流人口の増加数
5年間でおおむね100万人
- 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合
66% (H28) ⇒ おおむね100% (R3)

重点課題1：水産業の競争力強化と輸出促進

現状と課題

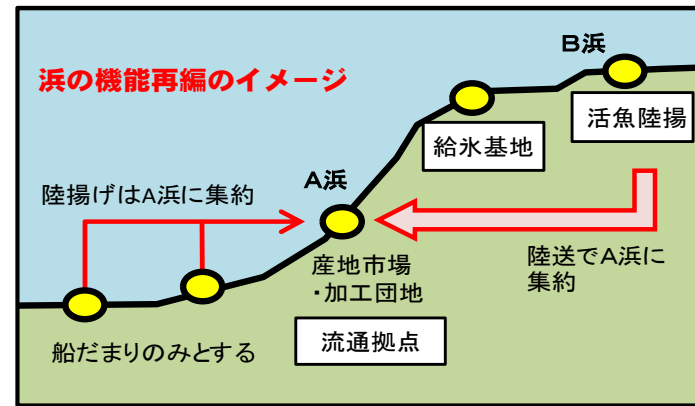
- 全国的に厳しい漁業経営状況の改善や輸入水産物に対する我が国水産物の競争力強化を図るため、品質や付加価値の向上とともに、生産・集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力を強化する必要。
- 世界的に水産物需要が増加する中、2019年までに、国産水産物輸出額を3,500億円に倍増させるとの政府目標の達成に向けて、輸出先国のニーズや衛生管理など輸出条件に合わせた生産・流通体制の整備が必要。

■沿岸漁船漁家の経営状況の変化



資料：平成6年までは農林水産省「漁業経済調査報告(漁家の部)」、平成16年以降は農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成。
注：平成18年調査において調査体系の見直しを行ったため、平成16年以前の結果と平成26年の結果と連続しない。

■広域浜プランによる浜の機能再編

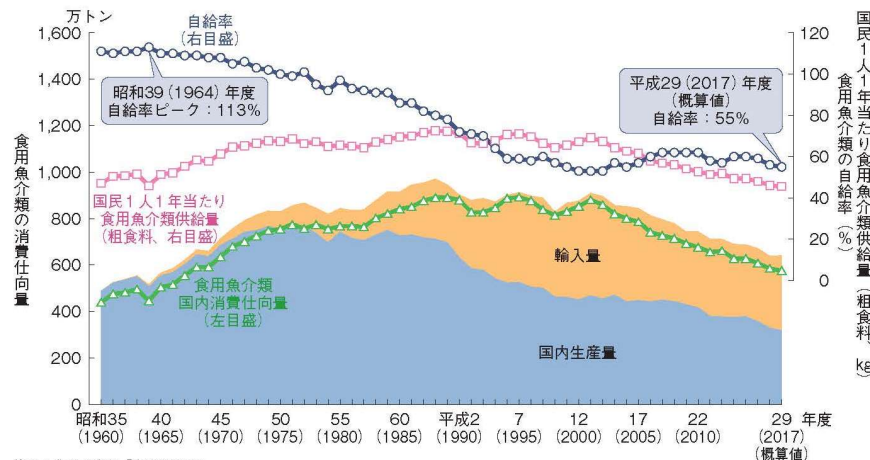


■国産水産物輸出額の倍増目標 (2019年までに3,500億円)



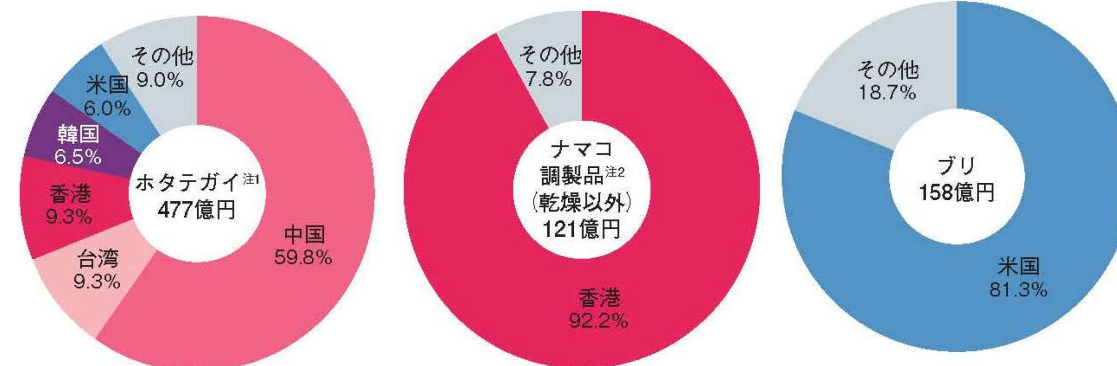
資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

■水産物の国内生産量と輸入量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」
注：自給率(%) = (国内生産量 ÷ 国内消費仕向量) × 100
国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 ± 在庫増減量

■輸出増大が見込まれる水産物の輸出実績



資料：財務省「貿易統計」(平成30(2018)年)に基づき水産庁で作成

重点課題1

水産業の競争力強化と輸出促進

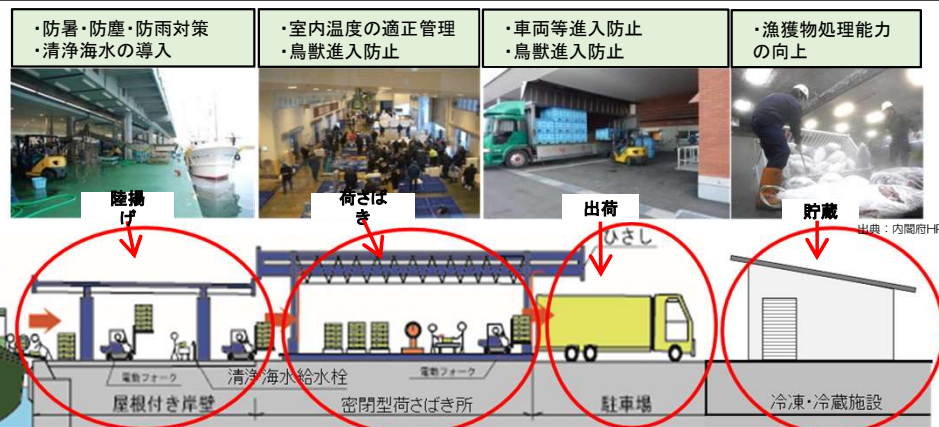
実施の目標

- 我が国水産物の更なる品質や付加価値の向上、生産の効率化やコストの縮減及び産地の価格形成能力の向上に資する、漁港の生産・流通機能の強化を目指す。このため、広域浜プラン等と連携した荷さばき所等の再編・集約、大型漁船等へ対応した岸壁の整備、養殖等の生産拠点漁港の整備、岸壁や荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の一体的整備を推進する。
- 国内への安定的な水産物供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保を目指す。このため、漁港において高度な衛生管理対策を図るとともに、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。

成果目標

- 流通拠点漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合
- 流通・輸出拠点漁港のうち、新たに輸出を拡大させる漁港数

5年間でおおむね50%
5年間でおおむね60漁港



大型漁船に対応した岸壁

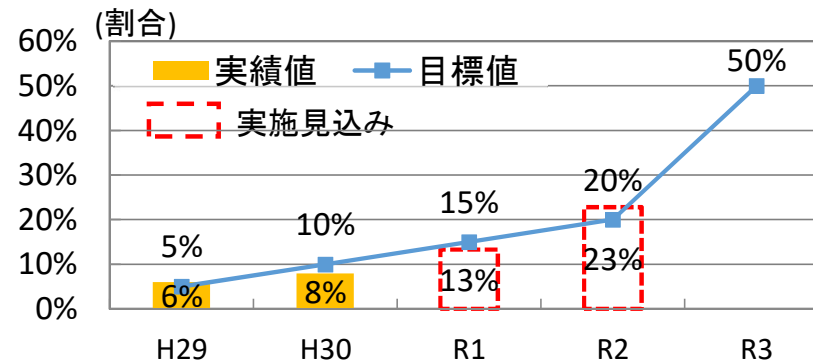


輸出増大が見込まれる
水産物の漁場整備（ブリ養殖）

進捗状況

- 流通拠点漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合

➡ 大型漁船に対応した岸壁や高度衛生管理に対応した荷さばき所、屋根付き岸壁、清浄海水施設等の整備により、概ね目標通り進捗している。

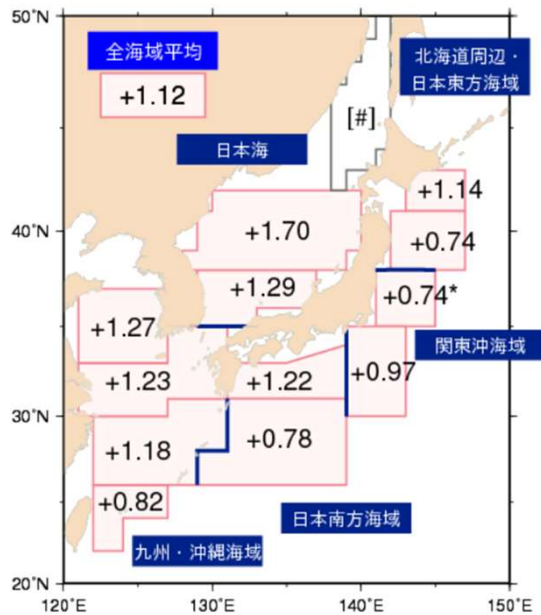


重点課題2： 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

現状と課題

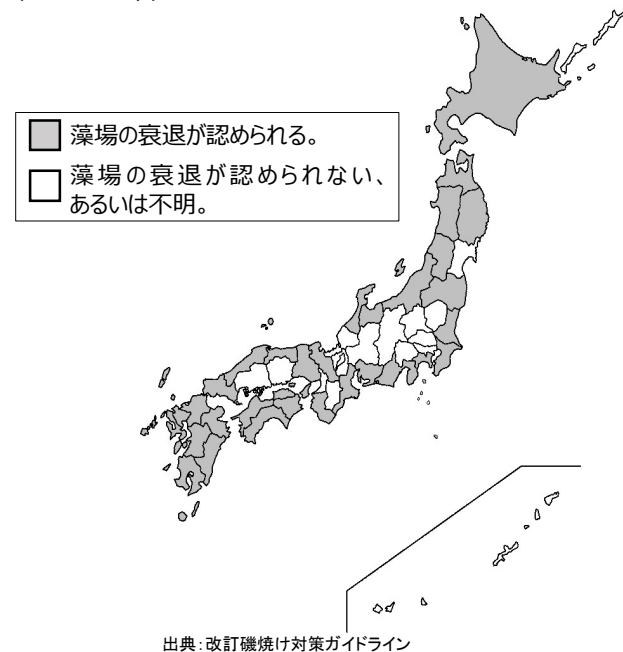
- 我が国の漁業生産量はピーク時の半分以上まで減少し、また、海水温上昇等の海洋環境の変化により、藻場・干潟が減少するとともに、水産生物の分布域が変化。
- 水産資源の回復・増大が図られるよう、資源管理施策や栽培漁業と連携しつつ、水産生物の生活史に配慮した広域的な漁場整備をさらに展開し、沖合域も含めた海域全体の生産力の底上げを図ることが必要。

■海水温の上昇



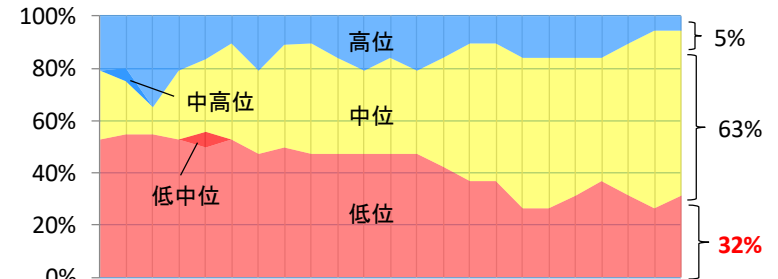
2014年までの約100年間にわたる海域平均海面水温（年平均）の上昇率 出典：海面水温の長期変化傾向（気象庁）

■藻場の衰退状況（2013年）

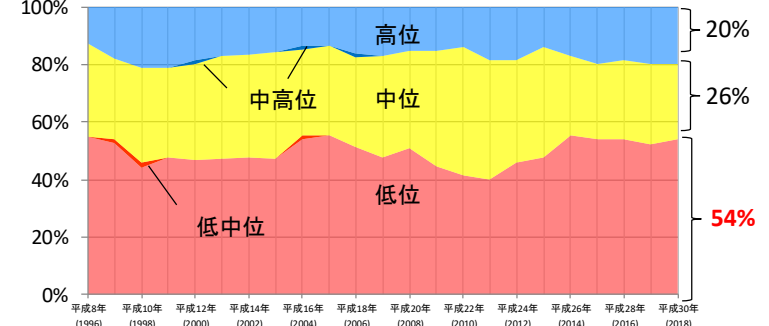


■資源状況（国の資源評価対象）

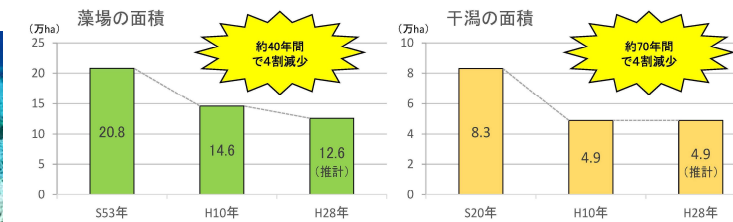
TAC対象種（7魚種19系群）の資源状況



TAC未対象種（43魚種65系群）の資源状況



■藻場・干潟面積の推移



出典：水産庁調査（H28）

■海水温上昇による漁場環境の変化

- カジメ科藻類の分布南限の北上
- アイゴなどの植食性魚類やナルトビエイ等の摂食行動の活発化、分布域の拡大
- 多くの海洋生物の分布域が変化
- サンゴ礁の白化現象域の拡大



植食性魚類（アイゴ、ノトリスズミ）の摂食行動が活発化

サンゴの白化現象

重点課題2

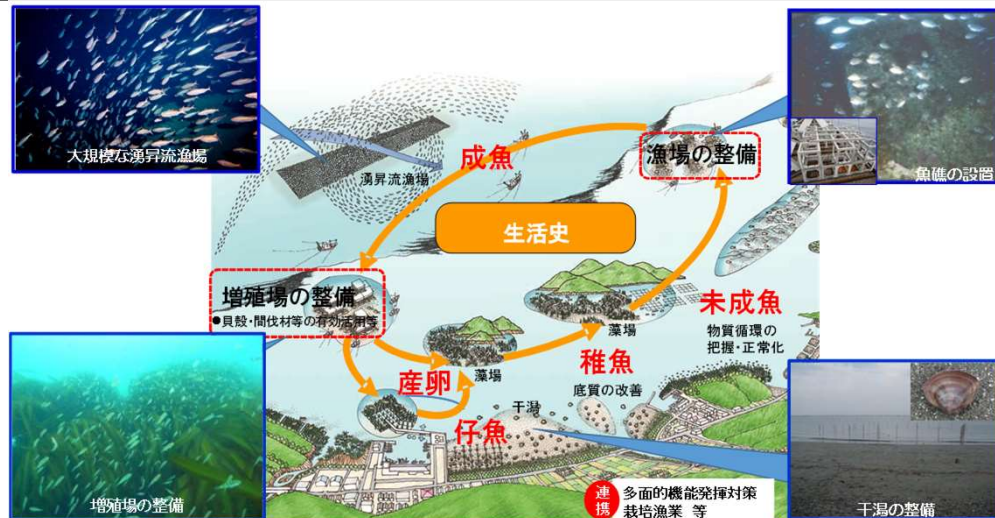
豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

実施の目標

- 水産資源の回復や海域の生産力の向上を図るため、資源管理や栽培漁業との連携を図りつつ、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備を推進する。
- 特に、近年の沿岸環境の悪化に対応するため、広域的に藻場・干潟の衰退や貧酸素水塊等の底質・水質悪化の要因を把握し、ハード・ソフト一体となった回復対策や海水温上昇等に対応した漁場整備に取り組むとともに、資源管理と併せた沖合域の漁場整備を推進する。

成果目標

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量



水産生物の生活史を踏まえた水産環境整備のイメージ

■沿岸環境の改善対策



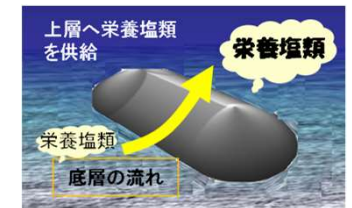
ウニの食害に対応した藻場造成



ナルトビエイの食害対策（障害物の設置）

サンゴの増殖

■海域の生産力向上を図る沖合漁場整備



マウンド礁のイメージ

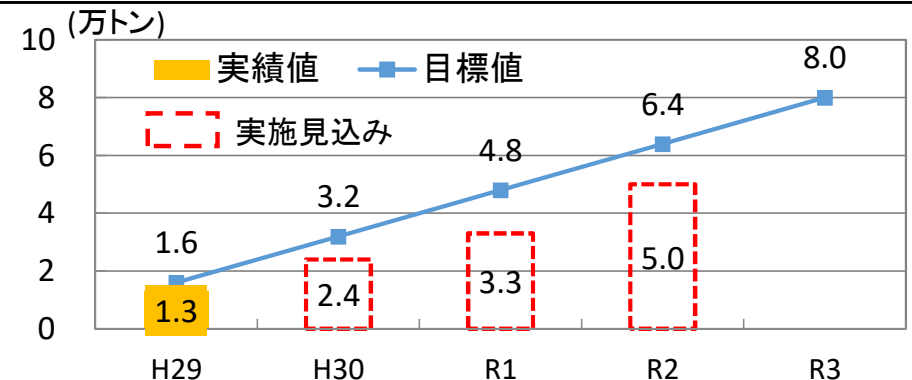


マウンド礁に蟄集するマアジ等の群れ（五島西方沖地区）

進捗状況

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量

➡ 水産資源の回復のための増殖場や生産力向上のためのマウンド礁整備等により、目標達成を目指している。

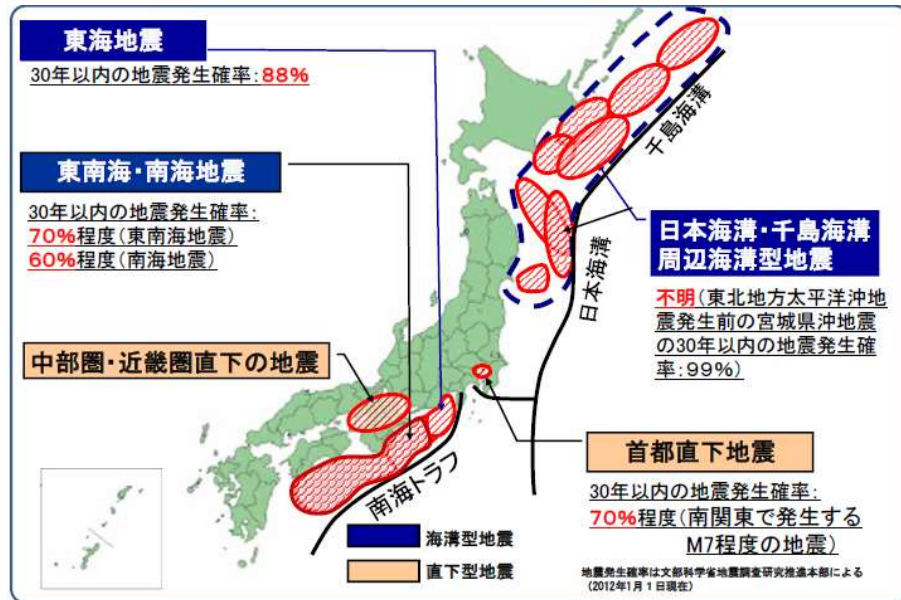


重点課題3： 大規模自然災害に備えた対応力強化

現状と課題

- 平成23年に発生した東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸の漁港・漁村を中心に壊滅的な被害が発生し、多くの犠牲者が出るとともに、地域の経済や国民への水産物の安定供給にも大きな影響。
- 今後、南海トラフ地震等切迫する大規模地震・津波や台風・低気圧災害の激甚化等に対応するため、漁業地域の安全対策及び地域水産業の早期回復の両面からハード対策とソフト対策を組み合わせた地震・津波対策等を推進することが必要。

■大規模地震・津波襲来の危険性



出典：中央防災会議「大規模地震対策について（H24.2.1）」

■東日本大震災による被災状況

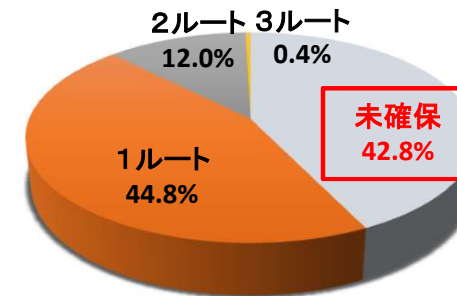


津波の来襲状況



集落の被災状況

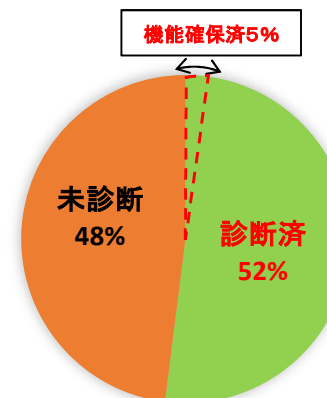
■漁港背後集落における避難ルートの確保状況（H27）



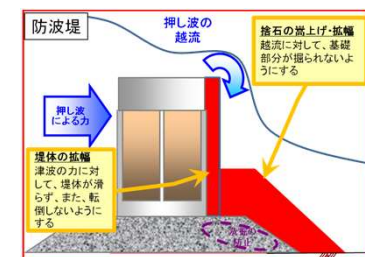
※避難ルート：陸路、海路、空路

水産庁調査（H28）

■耐震・耐津波機能診断の実施状況及び対策事例



流通拠点漁港の主要岸壁・
主要防波堤における
機能診断状況（H28.8）



粘り強い防波堤

全壊しにくく、全壊に至る時間
を少しでも長く延ばすため、防
波堤に構造上の工夫（粘り強い
構造）を付加

重点課題3

大規模自然災害に備えた対応力強化

実施の目標

- 東日本大震災の被災地の復旧・復興の総仕上げを目指し、全ての漁港施設の復旧完了等を図る。
- 南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に対し、全国の漁業地域の安全の確保を図るため、防災拠点漁港における主要施設の安全確保に加え、漁村における避難地・避難路の整備やハザードマップの策定等を推進する。
- 災害発生後の地域水産業の早期回復のための拠点の確保を図るため、流通拠点漁港における主要施設の安全確保に加え、事業継続計画（BCP）等の策定を推進する。
- 台風・低気圧災害の激甚化が懸念されるため、沖波波高の設計条件を点検し、外郭施設の耐波性能の向上等を推進する。

成果目標

- 地震・津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合
- 流通拠点漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合

48% (H27) ⇒ おおむね60% (R3)

0% (H28) ⇒ おおむね80% (R8) (当面おおむね30% (R3))



被災後

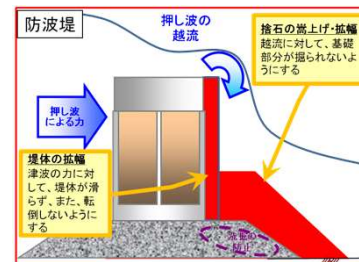


復旧後

東日本大震災からの復旧・復興（石巻漁港）



漁村の防災機能の強化対策



粘り強い防波堤

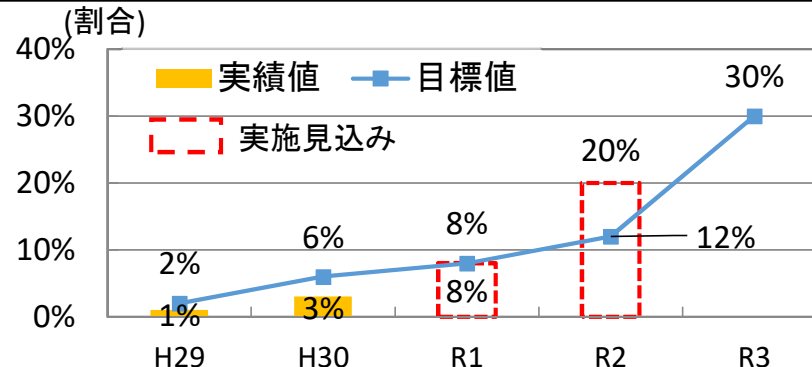


事業継続計画（BCP）の策定（机上訓練状況）

進捗状況

- 流通拠点漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合

事業継続計画の策定において、関係者が漁業者、行政、流通関係等広範であることから、考え方の浸透や関係者間との協議・調整に想定以上に時間を要しているが、今後、進捗が図られると考えている。

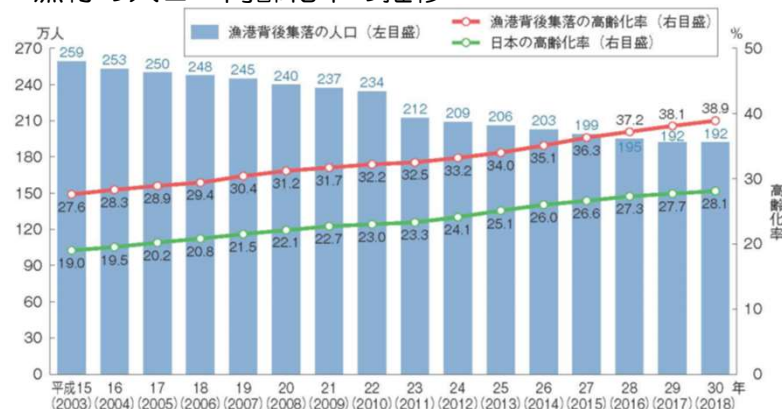


重点課題4： 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

現状と課題

- 人口減少や高齢化等を背景に漁村の活力が低下する中、漁村のにぎわいの創出を図るため、漁業所得の向上に向けた取組を実施する浜の活力再生プランの推進とあわせ、魅力的な地域資源等をフルに活用し、都市漁村の交流や水産業の6次産業化などを推進する必要。
- また、漁業地域においては、依然として生活・就労環境の改善が必要な地区が多く、高齢者や女性を含む水産業従事者にとって住みやすく働きやすい漁村づくりを推進する必要。
- 今後、漁港施設等が更新時期を迎え、そのための費用の増大が懸念される中、長期的視野による予防保全的な対策を盛り込んだ計画的な維持管理・更新とあわせ既存のストックの有効活用を推進する必要。

■ 漁村の人口・高齢化率の推移



料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）、総務省「国勢調査」（日本の高齢化率、平成17（2005）年、22（2010）年及び27（2015）年）、総務省「人口推計」（日本の高齢化率、その他の年）
 注：1）高齢化率とは、区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。
 2）平成23（2011）～30（2018）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

■ 漁港施設の老朽化状況

<建設後50年を経過する施設の割合>

施設名	H31年3月	R11年3月	R21年3月
外郭施設 (防波堤等)	20.5%	36.8%	62.9%
係留施設 (岸壁等)	10.2%	32.0%	61.8%

資料：水産庁調査（岩手県、宮城県及び福島県を除く。H31.3現在）

■ 過酷な漁労環境状況

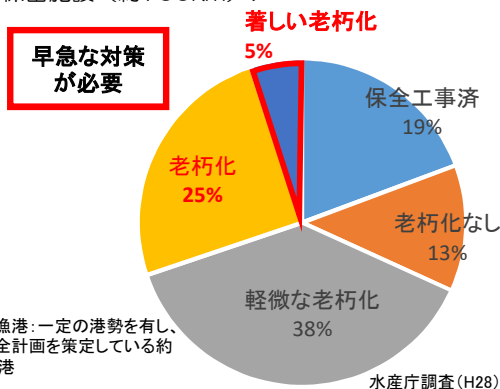


厳冬期での屋外作業

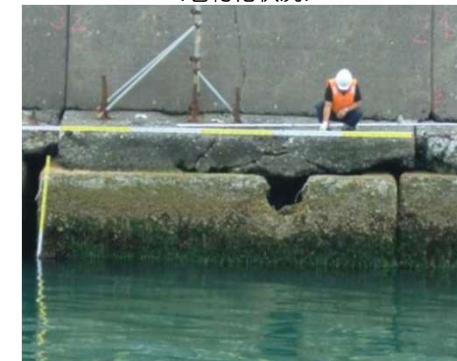


干潮時の陸揚作業

<係留施設（約700km）>



<老朽化状況>



岸壁の劣化

重点課題4

漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

実施の目標

- 漁業所得の向上を通じた漁村活性化の取組とともに、都市住民や外国人観光客等による漁村への訪問や漁村の人々との交流促進を図るため、浜の活力再生プランに基づく取組の実施、直販所や漁業体験施設等の整備、漁港ストックを活用した水産業の6次産業化等を推進する。
- 女性・高齢者を含む漁業就業者をはじめとする漁村の人々にとって、住みやすく働きやすい漁村づくりを推進する。このため、集落排水施設等の整備による衛生環境の改善や、防風・防暑施設や浮き桟橋の整備による就労環境改善対策を推進する。
- 漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施する。このため、機能保全計画に基づき、老朽化が著しい重要な施設について緊急的に老朽化対策を行うほか、施設情報等の電子化を推進する。また、静穏水域等漁港ストックの有効活用を推進する。

成果目標

- 都市漁村交流人口の増加数
- 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合

5年間でおおむね100万人
66% (H28) ⇒ おおむね100% (R3)



都市漁村の交流
(修学旅行生による体験乗船)



漁港のバリアフリー化
(浮き桟橋の整備)



老朽化対策取組事例

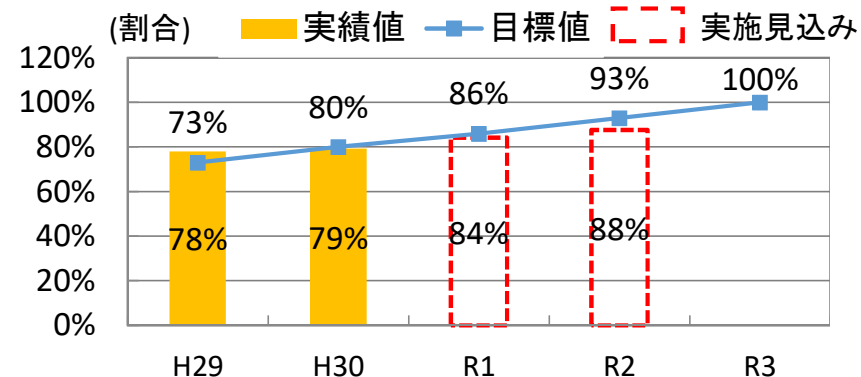


静穏水域のスペースをナマコの増養殖場として有効活用

進捗状況

- 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合

➡ 戦略的な施設の維持管理・更新により、目標通り進捗している。



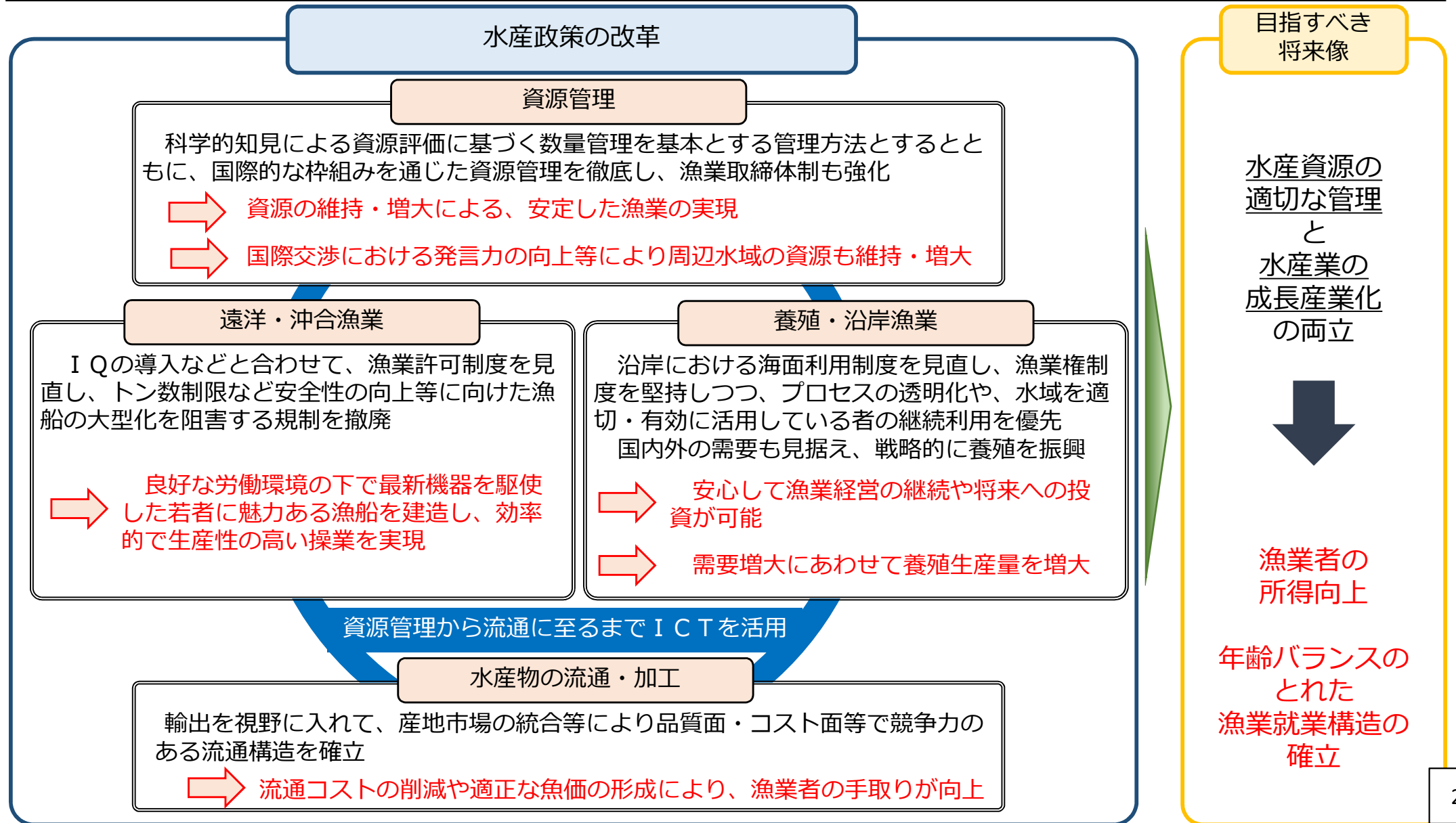
水産政策の改革について

水産庁
漁港漁場整備部

(1) 制度改革

水産政策の改革の概要

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施（平成30年6月 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂）



漁業法等の一部を改正する等の法律の概要

○ 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し（平成30年12月成立）

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・ 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・ TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- ・ 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て（IQ）の設定】

- ・ 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

（2）漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・ 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・ 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・ 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

（3）漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・ 知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

- ・ 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・ 漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

【沿岸漁場管理】

- ・ 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

（5）その他

- ・ 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・ 密漁対策のための罰則を強化。

II 水産業協同組合法の改正

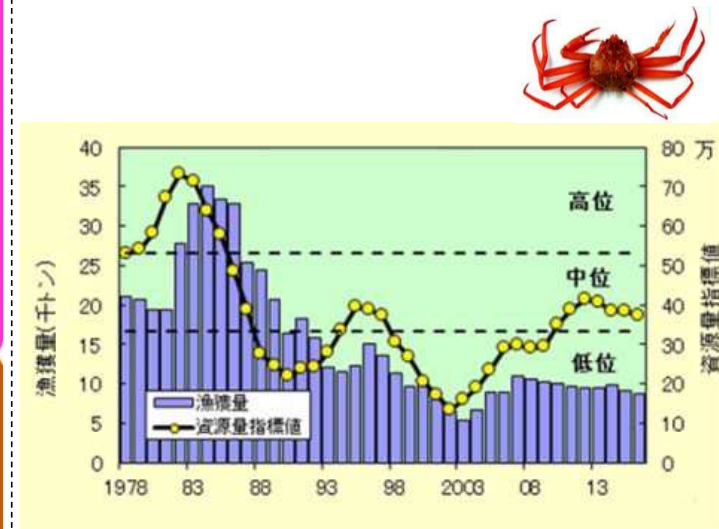
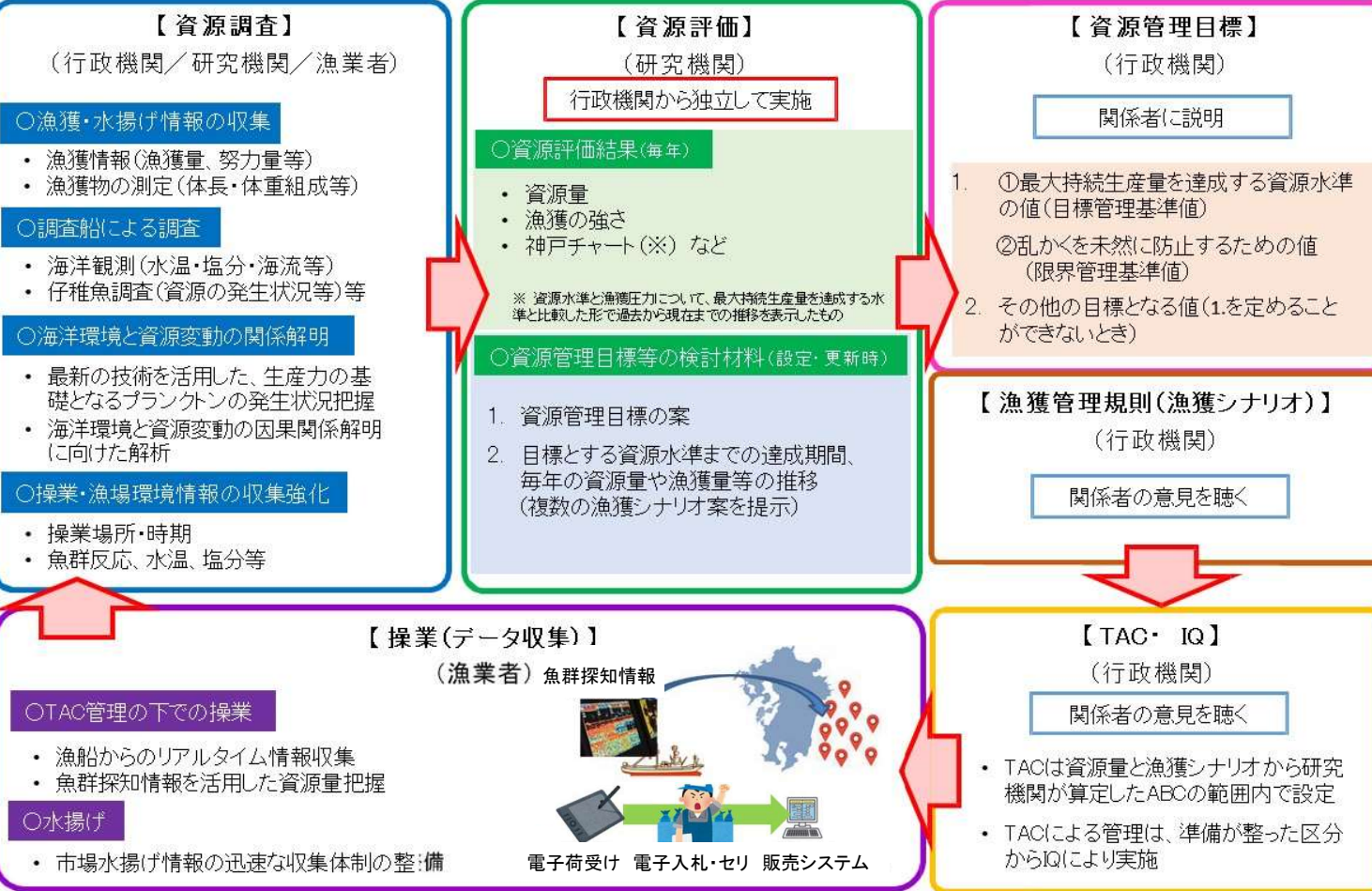
水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

(2) 新たな取り組み

新たな資源管理システムの構築

- 漁獲能力の向上により、インプットコントロール(漁船の隻数やトン数の制限)とテクニカルコントロール(漁具等の制限)を遵守していても漁獲の強さが過剰になるおそれがある一方、アウトプットコントロール(漁獲量の制限)の対象は現在8種にとどまる。
- 今後は、漁獲可能量(TAC)による管理を基本とし、漁獲量ベースで8割を目標にTAC対象魚種を拡大する。
- このため、漁港においては産地市場の水揚げデータ等資源管理に資する情報の記録・集積に必要な施設を整備。



日本海ベニズワイガニ漁業では、平成19年(2007年)漁期からIQを導入。
(注: 漁業法に基づき導入)

採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせて管理することで、資源状態が改善し、年間を通じた安定的な水揚げを実現。

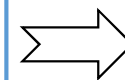
インプットコントロール (投入量規制)

- ・操業隻数制限
- ・漁船トン数制限
- ・操業期間制限
- ・漁船馬力制限など



テクニカルコントロール (技術的規制)

- ・漁具制限
- ・サイズ制限
- ・地域制限
- ・漁期制限など



アウトプットコントロール (産出量規制)

- ・漁獲可能量(TAC)
- ・個別割当方式(IQ) など

養殖業の成長産業化

- 養殖業は、漁船漁業と比べ出荷量がコントロールしやすい一方、生産から出荷まで長期化することや将来需要の予測が困難であることから、結果的に需給バランスが崩れやすい。また、中・長期的な視点で見れば国内市場は縮小し、かつ国際的な競争にもさらされていくことが予想される。
- 国は、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組むこととしている。
- このため、養殖の適地となる静穏水域を確保する漁場整備や養殖水産物の生産拠点となる漁港整備を推進。

養殖魚種別のマーケット戦略・課題解決手法 及び地域への効果（イメージ）

	マーケット戦略	戦略実現のための共通課題	課題解決のための手法	地域への効果
ブリ類 マダイ	海外ハイエンド市場の拡大を足がかりにミドル市場へ	○ マーケットニーズの特定、又は、特定されていても生産サイドに伝わっていない。 ○ コスト競争を勝ち抜くためのサプライチェーンが開発及び浸透していない。	○ マーケットニーズの特定調査が必要。特に海外市場に向ける場合はオールジャパンの取組が必要。 ○ サプライチェーン全体で収益性向上のための取組。	期待される効果 ○ 所得の向上、雇用の創出、人口の維持、地域経済の活性化、地域の活性化、など。 配慮すべき事項 ○ 過剰養殖による環境悪化、持続的な養殖業、秩序ある漁場利用、など。
クロマグロ サーモン	国内ミドル市場に足場を固めつつ、国内ハイエンド市場へ進出	○ 技術的な向上（育種、漁場餌、労働等）をしない限り、生産性の向上は期待できない	○ 生産性向上の技術開発・普及。	
ハタ類 新魚種	国内ミドル市場及びハイエンド市場に足場を固めつつ、海外ハイエンド市場へ進出			

成長産業化が将来狙っていく市場のイメージ（仮定）

供給と市場〈現在：2019年〉

	需要					
	国内市場			海外市場		
	ロー エンド	ミドル	ハイ エンド	ロー エンド	ミドル	ハイ エンド
供給						
ブリ類 (15万t)	△	◎	○			○
マダイ (6万t)	△	◎	○			△
クロマグロ		○	◎			△
サーモン	○	◎				
ハタ類			◎			
新魚種1						
新魚種2						
仕向先	量販店・飲食 チェーン		高級店			高級店
用途	加熱用 切り身	生食 回転寿司 刺身	寿司 和食			寿司 和食

例えば、

- ・ブリ類は、海外ハイエンド市場を足がかりに海外ミドル市場への拡大を
- ・マダイは、海外ハイエンド市場での取扱増を
- ・ハタ類は、海外ハイエンド市場への売込みを目指していくことを前提に振興。

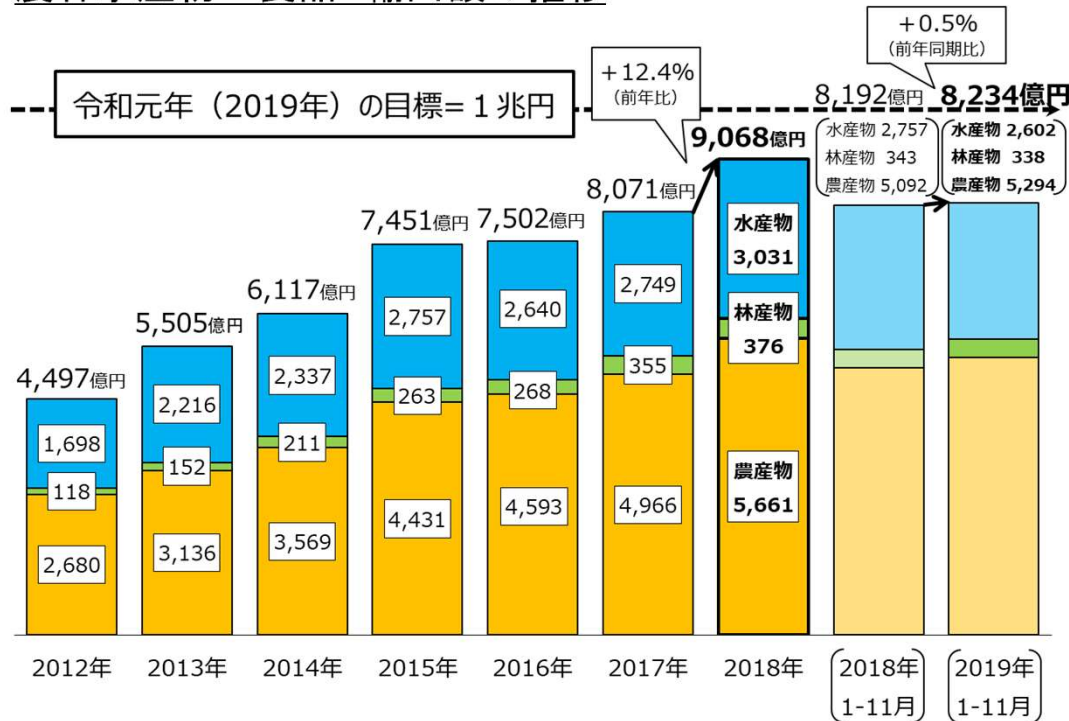
供給と市場〈将来：2030年以降〉

	需要					
	国内市場			海外市場		
	ロー エンド	ミドル	ハイ エンド	ロー エンド	ミドル	ハイ エンド
供給						
ブリ類 (15+万t)	△	◎	○		○	◎
マダイ (6+万t)	△	◎	○			○
クロマグロ		○	◎			△
サーモン	○	◎				
ハタ類			◎			○
新魚種1						
新魚種2						
仕向先	量販店・飲食 チェーン		高級店			高級店
用途	加熱用 切り身	生食 回転寿司 刺身	寿司 和食			寿司 和食

輸出の促進

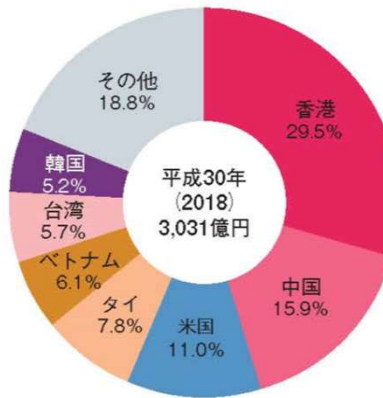
- 2018年の農林水産物・食品の輸出額は、前年に比べ12.4%(997億円)増加の9,068億円となり6年連続で増加。
- 政府は、2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させることを目指すなど、輸出促進のための取組を推進。
- このため、輸出拠点となる漁港において高度衛生管理型荷さばき所等高度な品質・衛生管理体制の構築のほか、オールジャパンでのプロモーション活動や商談会の開催、欧米への輸出時に必要とされる水産加工施設等のHACCP対応等を支援。

農林水産物・食品 輸出額の推移



財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

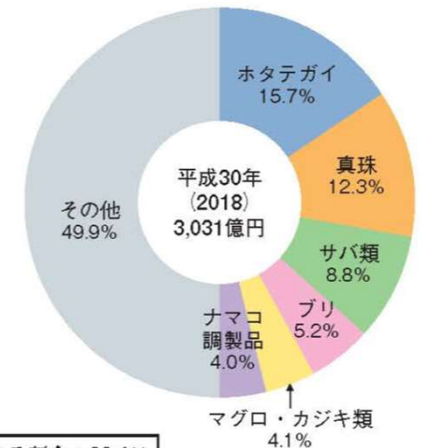
〈輸出相手国・地域〉



農林水産物総輸出額に占める割合：33.4%

資料：財務省「貿易統計」(平成30(2018)年)に基づき水産庁で作成

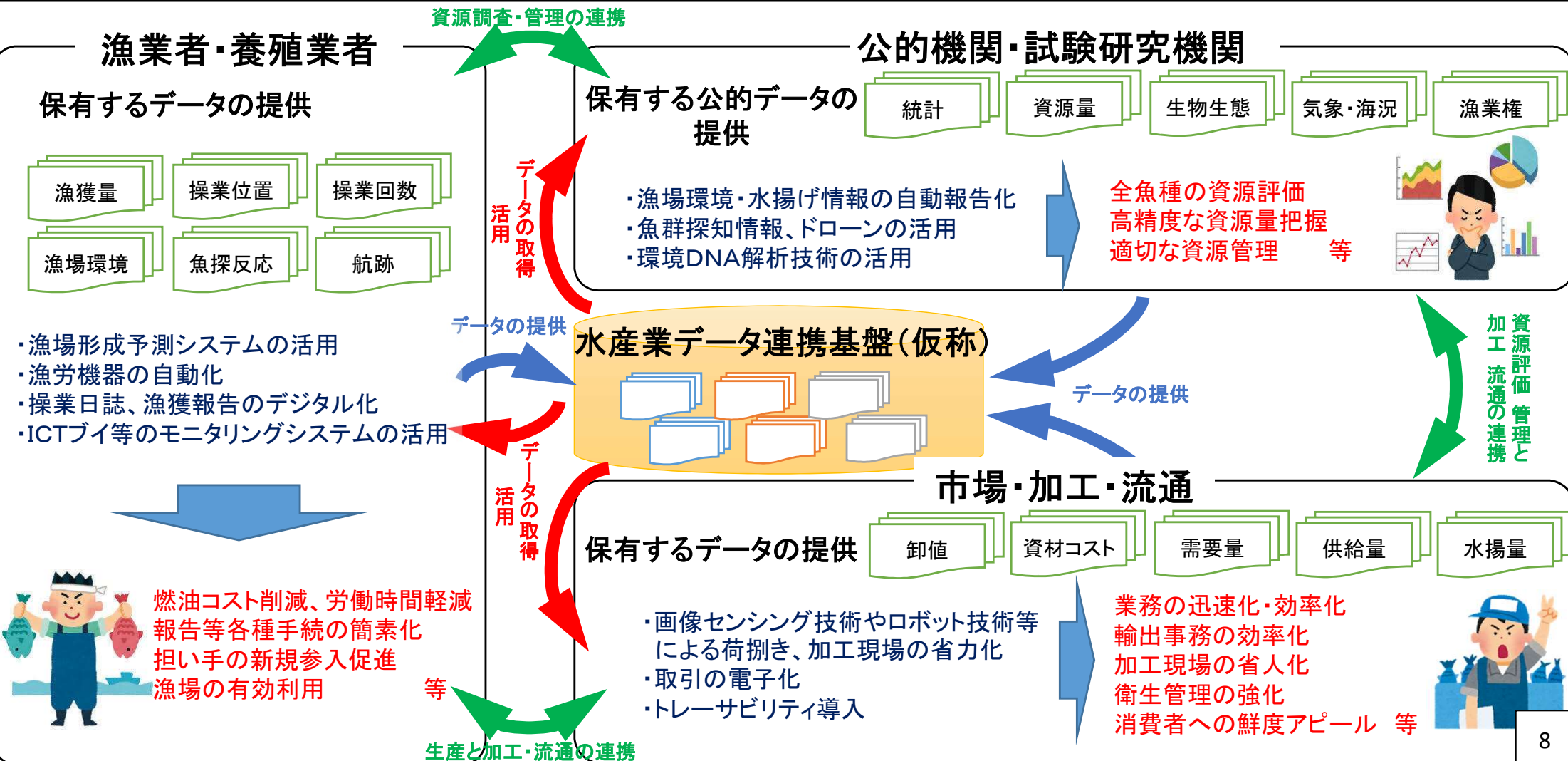
〈輸出品目〉



- ・主な輸出相手国・地域は香港、中国、米国で、これら3か国・地域で輸出金額の約6割を占める(左図)
- ・品目別では、中国等向けに輸出されるホタテガイ、主に香港向けに輸出される真珠等が上位(右図)

スマート水産業の推進

- 我が国の水産業においては、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な資源評価・管理や勘と経験に基づく操業からデータに基づく漁業、養殖業への転換が課題。
- ICTや先端技術を導入し、漁業活動や漁場環境の情報を迅速かつ広く収集・活用することにより、資源評価・管理の高度化や操業の効率化等を推進。
- このため、漁港・市場においては情報通信施設、漁場においては観測施設の整備を推進。



漁港漁場整備長期計画に即した 取組事例

水産庁
漁港漁場整備部

<重点課題1> 産地市場の統廃合による集出荷機能の強化：徳島県椿泊漁港

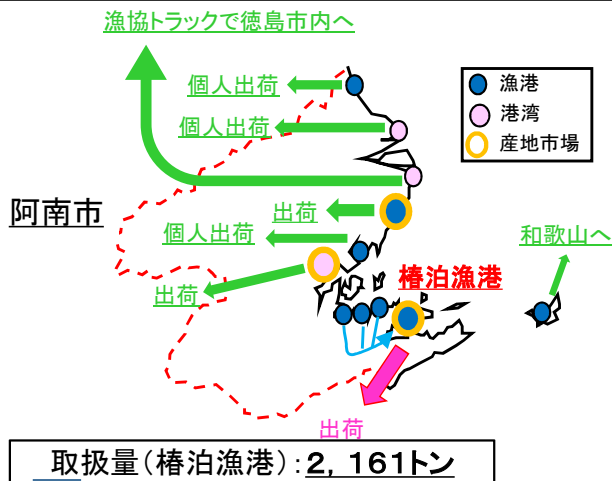
概要

- 椿泊漁港は徳島県中部に位置し、底びき網、延縄等の沿岸漁業の拠点的役割を有するが、現状、阿南市内には椿泊をはじめ8漁港3港湾に集出荷機能が分散しており、非効率な流通体制が課題。
- このため、流通拠点として椿泊漁港を位置づけ、平成33年度までに市場機能を集約するとともに、取扱量増大に対応した岸壁や高度衛生管理型荷さばき所、輸送施設等を一体的に整備。
- これにより、効率的な集出荷が図られ、大口での出荷が可能となり、魚価の向上、流通コストの低減とともに販路の拡大が期待。(H29. 11に実証調査を実施)

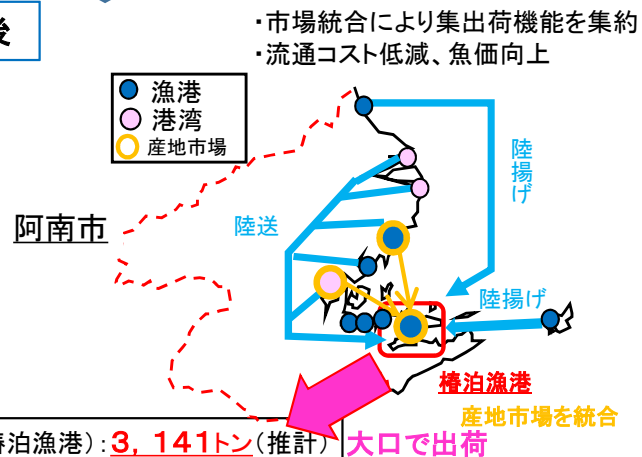


対策

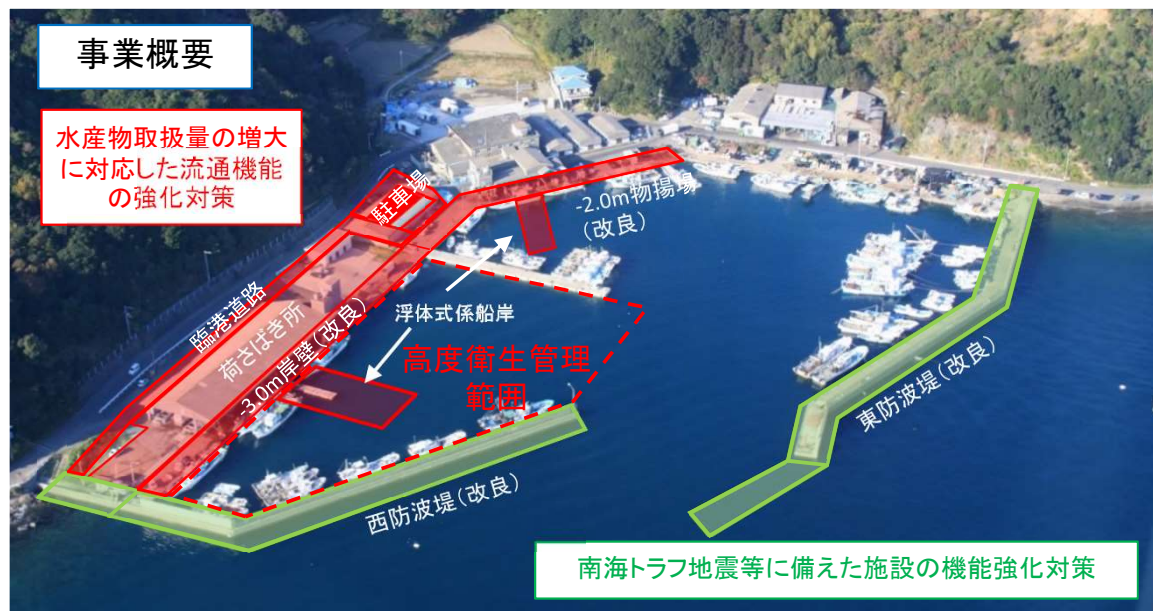
現状



整備後



事業概要



期待される効果

○集出荷機能及び衛生管理体制の構築による魚価の向上

平成29年11月に実施した実証調査では、集出荷機能の集約により、魚価が約20～30%、所得が約10%向上する結果となった。

集出荷機能の
集約による効果
魚価：約20～30%向上
所得：約10%増

伊勢エビ 4,088円/kg
サワラ 717円/kg

衛生管理体制の構築
により、さらなる単価
向上が期待される

伊勢エビ 5,047円/kg
サワラ 955円/kg

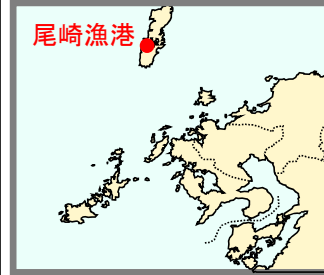
7漁港3港湾

椿泊漁港

<重点課題1> マグロの養殖体制の強化：長崎県尾崎漁港

概要

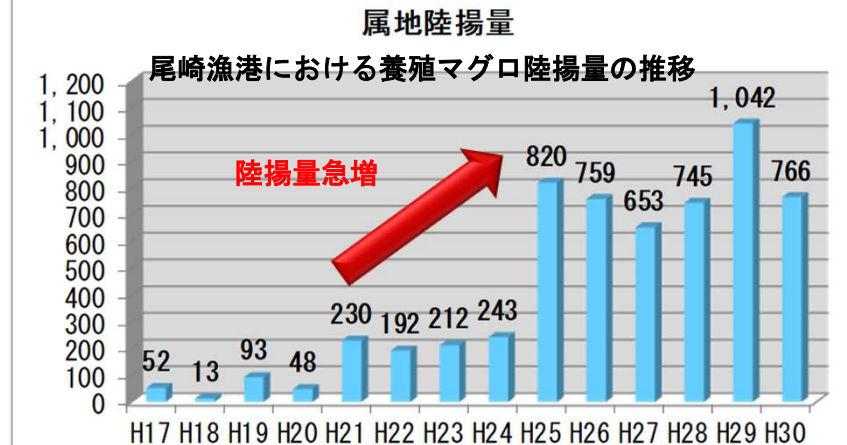
- 尾崎漁港は、養殖マグロの生産基地であるが、更なる生産拡大に対応するためには、陸揚岸壁や作業用地とともに静穏水域の確保が課題。
- このため、浮棧橋や用地整備による陸揚機能の強化とともに、マグロ養殖に適した静穏水域の拡大を図るための防波堤を整備。
- これにより、養殖マグロの増産など生産性の向上を図り、マグロ養殖事業の成長産業化を推進。



対策



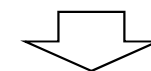
○陸揚量の増大（水産物の安定供給）



効果

養殖・陸揚・出荷に至る一連の生産流通機能の強化

- 用地整備等による準備作業の効率化
- 防波堤整備による給餌作業の円滑化
- 浮棧橋整備による陸揚作業時間の短縮



マグロ養殖の生産性向上

- ・ マグロの生存率向上（約70%→約80%）
- ・ マグロの魚体増加（約45kg→約60kg）
- ・ マグロの高品質化

用地造成



不足する漁網等の補修・清掃作業用地の確保

防波堤の整備



陸揚げ作業や給餌等の危険な就労環境の改善

浮棧橋整備

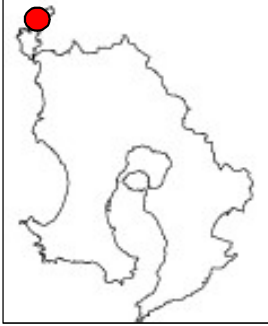


干満差に影響されない陸揚げ作業の実現

<重点課題1> 輸出に対応したブリの生産・流通体制の確保：鹿児島県薄井漁港

概要

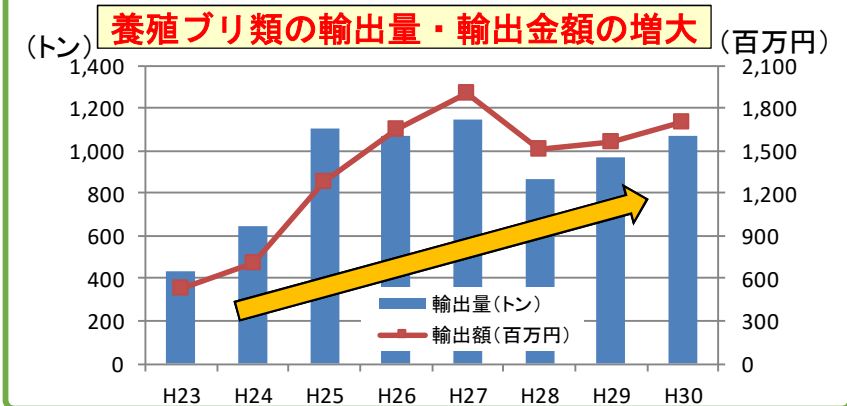
- 養殖ブリの産地であり、従来、北米への海外輸出も展開していたが、更なる輸出拡大に向け、生産から加工・流通に至る一連の衛生管理に対応した取組強化が必要であった。
- このため、陸揚場となる屋根付き岸壁、浮棧橋、閉鎖型荷さばき所の整備とともに、加工場のHACCP認証や対EU輸出水産食品取扱い施設認定等の取組を実施。
- その結果、養殖ブリの更なる増産を図るとともに、EU諸国や中国をはじめ輸出先の拡大を実現。



対策



効果



養殖

陸揚・計量

加工

搬出

養殖筏
(EU登録)

陸揚場 (EU登録)

加工場 (EU認定)

※空港等を経由し
各国へ輸出

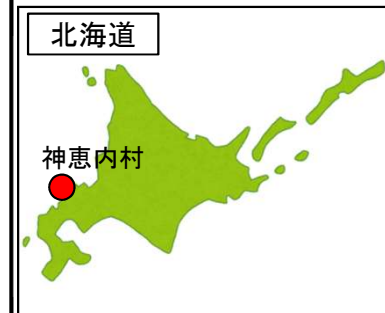
一連の衛生的な取扱 ※EU輸出にあたっては、EU登録、認定が必要



＜重点課題2＞ 温暖化による磯焼けからの藻場回復対策：北海道神恵内地区

概要

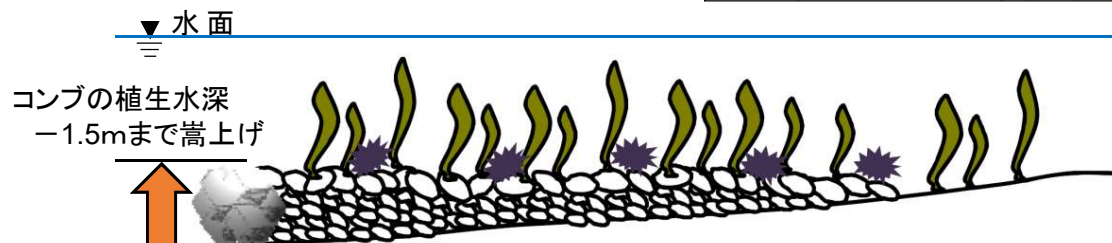
- 神恵内地区は、従来、起伏に富んだ岩礁地帯にコンブが繁茂し、ソイ類やアイナメ等の良好な生息場であったが、近年、海水温の上昇に伴ってコンブの植生水深が変化し、磯焼けが拡大。
- このため、藻場礁を近隣の優良天然藻場の水深（－1.5m）まで嵩上げし、藻場が回復しやすい環境に修復。
- あわせて、ウニ除去による密度管理やスポアバックによる母藻の投入などのソフト対策を実施。
- これら対策により、神恵内村沿岸のコンブ場の一部回復とともに、ウニの漁獲量や身入りが改善。



対策

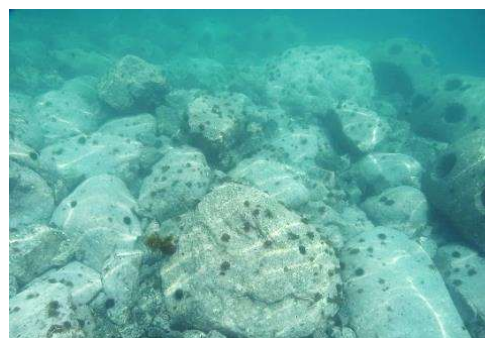
【ハード対策】

水産基盤整備事業によって、藻場礁をコンブの植生水深（近隣の優良天然藻場の水深）まで嵩上げ（H24,H28-H29：約1haを嵩上げ）



【ソフト対策】

- ① 潜水土によるウニの除去・密度管理、② スポアバックによる母藻の投入



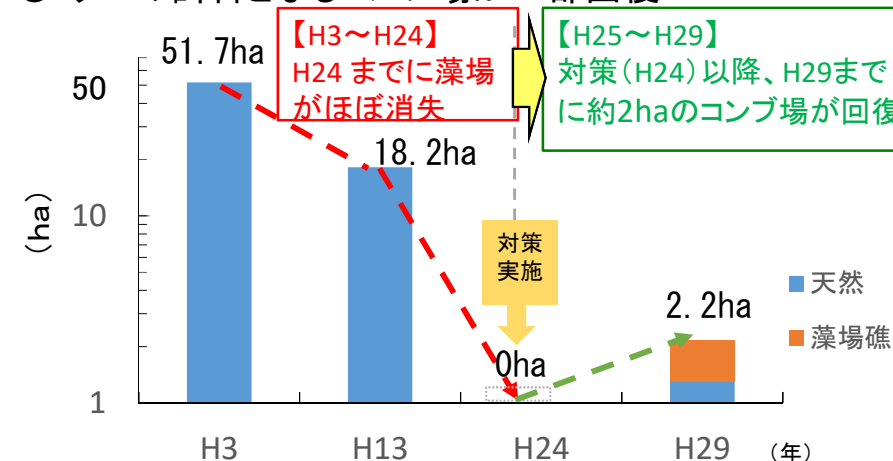
磯焼けした嵩上げ前の藻場礁



コンブが繁茂した嵩上げ後の藻場礁

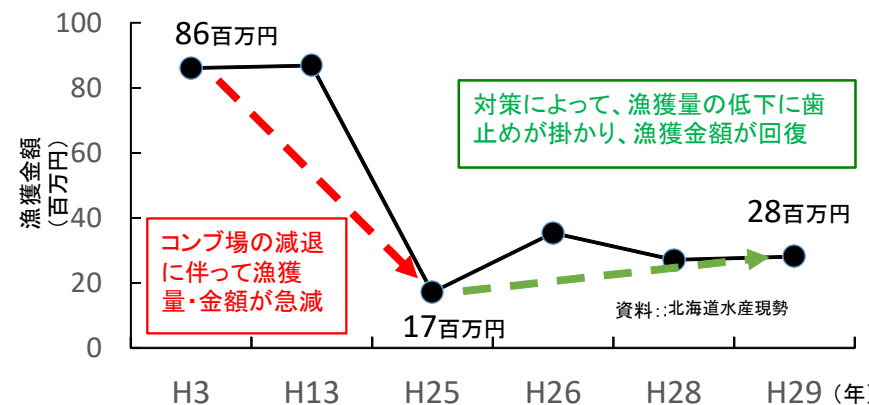
効果

- ウニの餌料となるコンブ場が一部回復



H3 環境省、H13環境省、H24水産庁より算出・・・（藻場ビジョンより）
H29・・・道調ベコンブ等繁茂海岸延長による推定値（速報）、H24-H28に整備した藻場施設面積

- ウニの漁獲金額の低下に歯止めが掛かり、回復傾向

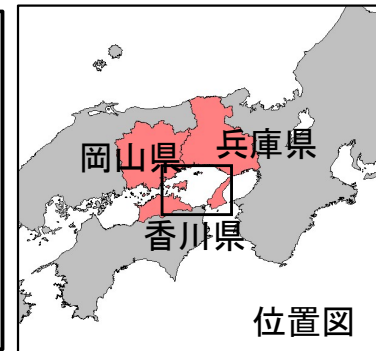


資料：北海道水産現勢

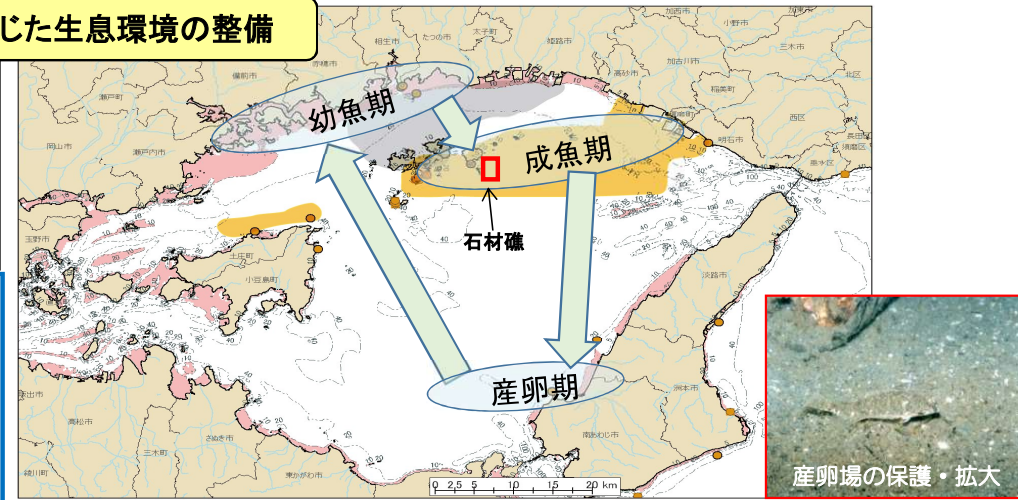
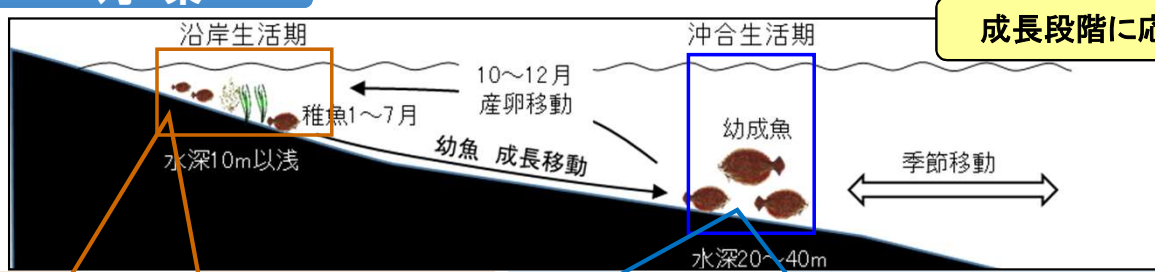
<重点課題2> 水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備：播磨灘海域

概要

- 播磨灘は、イカナゴやシラス、マダイなどを漁獲する漁船漁業とともに、ノリ養殖やカキ養殖にとって重要な漁場であるが、沿岸域の開発による浅場の減少等により海域の生産力が低下し、漁船漁業の漁獲量が減少。
- このため、海域全体の生産力の底上げを目指し、兵庫県、岡山県、香川県の3県が連携し、播磨灘全域に広く分布するマコガレイの生活史に配慮した水産環境整備を実施。
- その結果、減少傾向にあったカレイ類の漁獲量が増加傾向に転じるとともに、地元産の石材や貝殻の有効活用にも貢献。



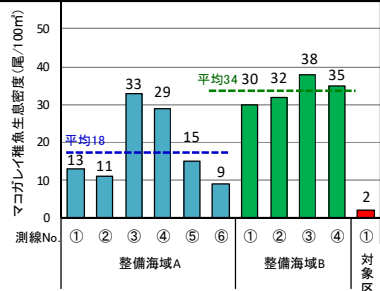
対策



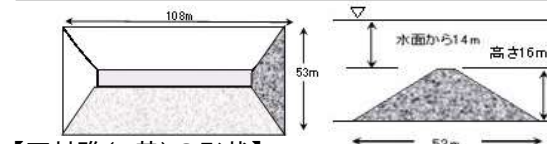
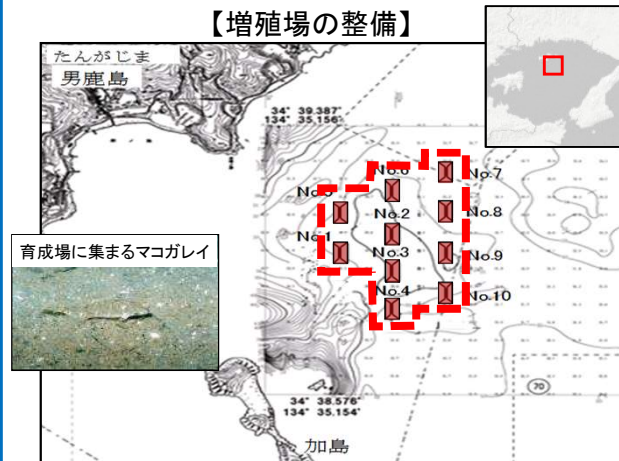
【増殖場の整備】



稚魚密度:整備海域>一般海域(対象区)



【増殖場の整備】

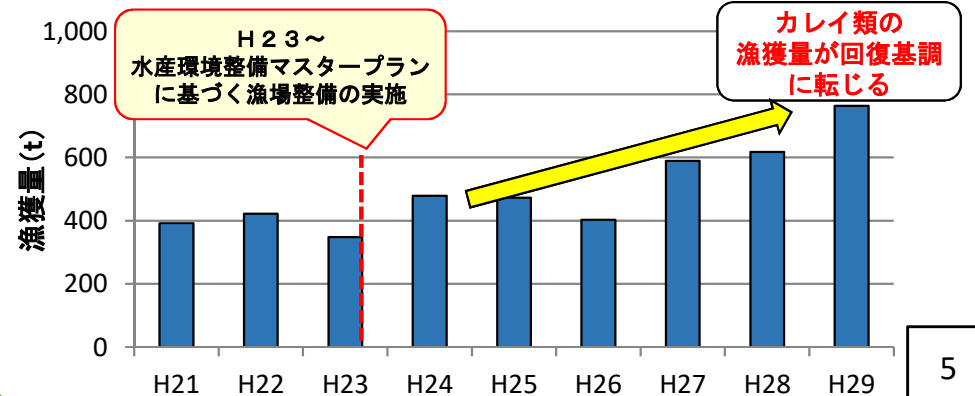


【石材礁(1基)の形状】
長さ×幅×高さ 108m×53m×16m
石材量:約50,000m³/基

幼成魚の育成場となる浅場の造成

効果

播磨灘におけるカレイ類の漁獲量の推移(兵庫県)



<重点課題2> 国直轄漁場整備事業による「マウンド礁」とその効果

マアジ・マサバ・マイワシ資源の増大を図るため、以下の排他的経済水域において海域の基礎生産力を向上させるマウンド礁を整備中。

①隠岐海峡地区

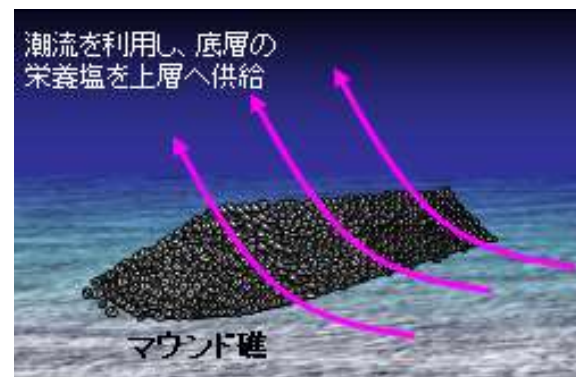
総事業費：5,500百万円
事業期間：H25～H32

②対馬海峡地区

総事業費：4,200百万円
事業期間：H29～H33

③大隅海峡地区

総事業費：3,700百万円
事業期間：H29～H33

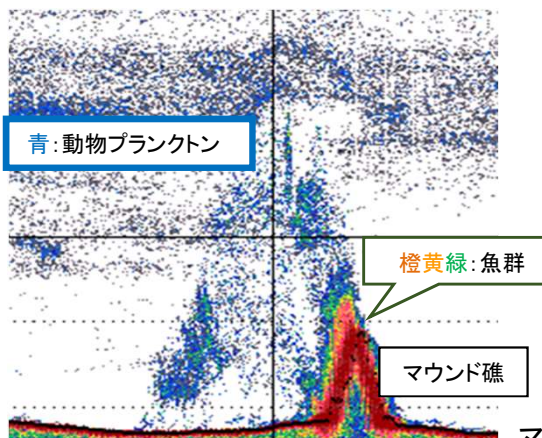


効果事例：五島西方沖地区 H22～H27(完成)

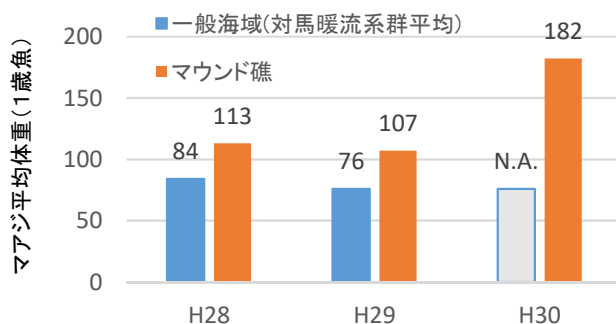
【増殖効果】

- ・マウンド礁に潮流が衝突することで動物プランクトンが増加し、更にそれを餌とする水産資源の増殖につながる。
- ・マウンド礁により動物プランクトンが発生し、海域の基礎生産量が向上することにより、一般海域と比較して、マアジの体重が重い傾向。

マウンド礁近傍の魚群探知器の画像



マウンド礁と一般海域のマアジの体重比較



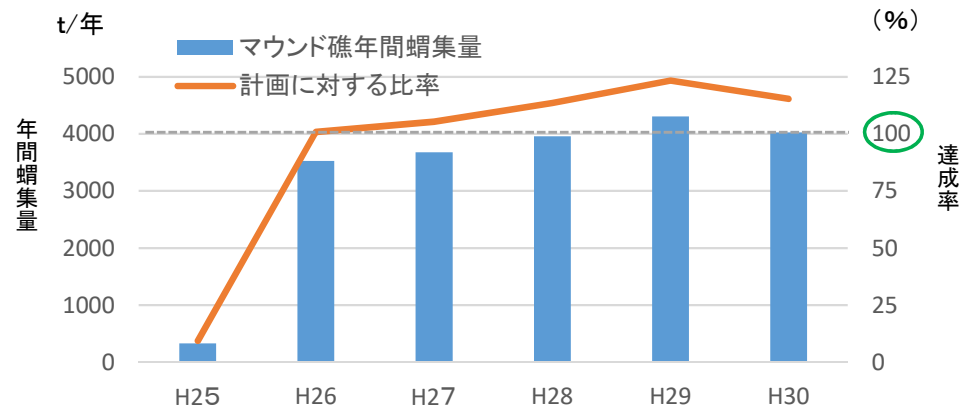
※H30の一般海域のデータは未公表。

- ・マウンド礁で釣獲したマアジ1歳魚の体重は、対馬暖流系群の平均体重と比較すると重い傾向。

【魚類の増集効果】

- ・マウンド礁の設置により、餌の供給量が増加し、礁に増集する魚類が増加している。結果的に漁獲努力量の向上が図られているところ。

マアジの年間増集量及び計画達成率



(t/網)

マウンド礁周辺における漁獲努力量の経年変化



* 漁獲努力量とは、単位努力量あたりの漁獲量のこと、ここでは、一網あたりの漁獲量を表している。

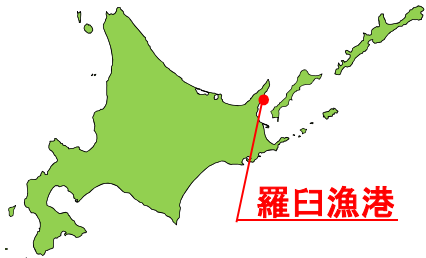
<重点課題3> 緊急物資輸送船舶の接岸に対応した耐震護岸の整備：北海道羅臼漁港

概要

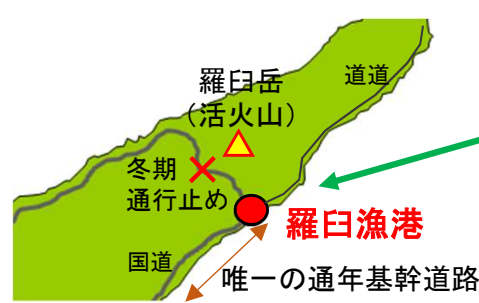
- 羅臼町の通年基幹道路は唯一であり、災害が発生した場合、集落が孤立し、物資輸送や人員輸送が困難となるおそれがある。
- 緊急物資輸送船舶が接岸可能な耐震強化護岸及び耐震性能を強化した陸揚岸壁を整備した。
- 災害発生後の背後集落との海上交通拠点として物資や住民の輸送が可能になると共に、漁業活動の早期再開が可能となり、水産物の安定供給が可能となる。



対策



羅臼漁港周辺道路の状況



大雨による土砂崩れで道道通行止。町内6地区が孤立。
(平成28年8月24日～30日)

防災拠点としての整備概要

事業名：直轄特定漁港整備事業
事業期間：H23～(調整中)

※災害時の陸揚機能確保に対応

-3.5m岸壁（耐震強化）【整備中】

-6.0m岸壁等【計画】

※巡視船等の係留

護岸（耐震強化）【整備中】

※緊急物資輸送船舶の接岸に対応

【大規模地震等により生じる影響】

- ・岸壁被災による陸揚機能喪失
- ・集落の孤立化 等



羅臼漁港を拠点として、災害時の海難救助や海上輸送等の役割を果たす

効果

平成28年8月災害

羅臼漁港を利用した
緊急物資・人員輸送を実施



羅臼漁港～知円別漁港 7 海里 (約30分)

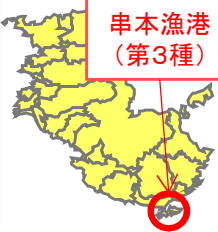


<重点課題3> 大規模地震・津波(南海トラフ地震)に備えた安全な地域づくり：和歌山県串本漁港

概要

- 串本漁港は、沿岸漁業の根拠地、また、マグロ養殖基地として重要な役割。しかし、南海トラフ巨大地震が発生した場合、地区内の大部分が浸水し、住民の避難や被災後の水産業の早期再開に多大な支障。
- このため、主要な防波堤や陸揚岸壁を耐震・耐津波化。シミュレーションでは、津波の到達が約8分遅延されるとともに、浸水範囲が約7ha軽減。
- さらに、業務継続計画（BCP）を策定し、地区の安全性が大きく向上。

和歌山県



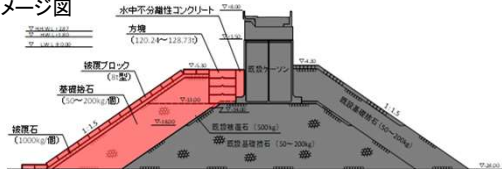
対策

事業期間：H27～H36
総事業費：5,418百万円

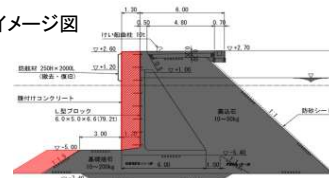


防波堤・岸壁の耐震・耐津波化

防波堤改良イメージ図



岸壁改良イメージ図



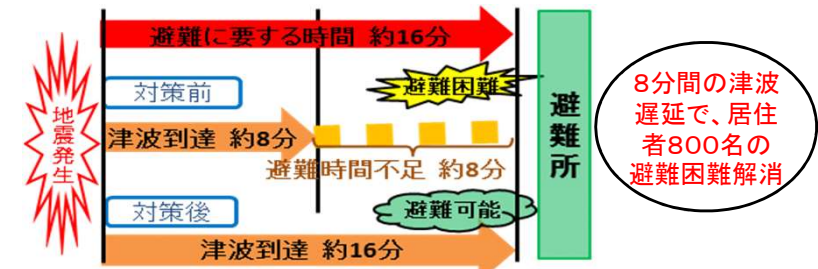
串本地域におけるBCPの策定

漁業者、市場関係者、流通・加工業者、行政等が協議会を設立し、業務継続計画（BCP）を策定。策定後は、訓練等を行い、改善点を共有。



効果

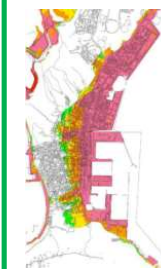
①津波避難時間の確保



②浸水被害の軽減

対策前(浸水範囲95ha)

対策後(浸水範囲88ha)



浸水範囲を約1割(7ha)軽減。
浸水深1m以上の地を8割削減。

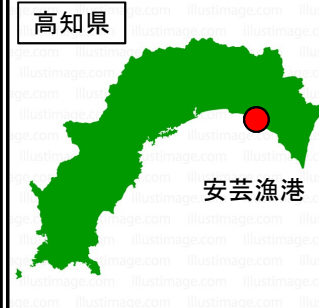


※L1津波対策の効果

<重点課題3> 台風・低気圧災害に備えた防災拠点漁港の整備：高知県安芸漁港

概要

- 安芸漁港は、沿岸でのシラス漁が盛んで、高知県東部の水産業の拠点として発展してきたが、これまで、巨大な台風が幾度となく襲来し、その都度、甚大な漁船等の被害が発生。
- このため、全国一の天端高を誇る強靱な防波堤をはじめとした外郭施設の整備により、過去に大きな被害をもたらしたものと同規模の台風（平成30年台風21号）においても漁船被害を防止。
- また、近年進出してきた加工場用地への越波被害防止や港内の副振動対策のため、護岸及び用地嵩上げや防波堤延伸を実施。



対策

護岸・用地の嵩上げ

加工場

養殖施設

高波
延伸予定

養殖施設等の越波被害状況

副振動対策

A

C

B

A

スジアオノリ養殖施設

しらす加工場

日本一高い防波堤(16m)

効果

平成15年台風10号による甚大な漁船被害(最大瞬間風速49.8m/s)



同規模以上の台風においても**漁船被害ゼロ**。25年ぶりに非常に強い勢力のまま上陸した平成30年台風21号(最大瞬間風速55.3m/s)。

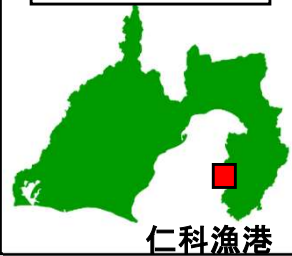


＜重点課題4＞ 漁港施設用地の有効活用：静岡県仁科漁港

概要

- 仁科漁港においては、平成24年に漁協の水産物直売所内に「沖あがり食堂」を設置。スルメイカの刺身と漬けを乗せた「イカ様丼」が第5回 Fish-1 グランプリを受賞するなど、その評判は全国規模に。
- 西伊豆町は、仁科漁港の用地に農山漁村振興交付金を活用して「西伊豆町産地直売所（仮称）」を整備（令和2年2月竣工予定）。あわせて、漁協直売所の食堂を拡張予定（令和2年度）。
- 仁科漁港をにぎわいの場として有効活用するこれらの取組により、地域の更なる活性化を図ることとしている。

静岡県西伊豆町



仁科漁港

対策

【財産処分手続き等】

- 対象財産：漁具保管修理施設用地（1,560㎡）
荷さばき所用地（1,270㎡）
注）補助目的に従った利用により10年を経過した長期利用財産
- 処分区分：目的外使用（補助金返還なし）
- 農林水産大臣への報告をもって承認
- 漁協への用地占用許可の期間延長も予定



イカ様丼

【第5回 Fish-1 グランプリ】



仁科漁港

漁具保管修理施設用地

荷さばき所用地

国道136号線



西伊豆町産地直売所（仮称）完成予想図

【西伊豆町産地直売所（仮称）の概要】

- 木造平屋建て
- 床面積：約300㎡
- 総工費：約2億円
（令和2年2月竣工予定）



伊豆漁協仁科直売所・食堂（既設）
（今後、食堂を拡張予定）

期待される効果

「漁協直売所・沖あがり食堂」の利用客数
38,180人／年（H30実績）



「西伊豆町産地直売所（仮称）」と
「漁協直売所・沖あがり食堂」とをあわせて
12万人／年（見込み） **3倍増**



沖あがり食堂の様子

＜重点課題4＞ 漁港の有効活用と「渚泊」の推進：兵庫県姫路市

概要

- 家島諸島は、瀬戸内に浮かぶ44の島々からなり、刺し網、小型定置網、底びき網、のり・カキ等養殖など様々な漁業を展開。加えて、地元水産物の消費拡大や来訪者の増大に向けた以下の取組を積極的に実施。
- ① 妻鹿漁港において、家島諸島の水産物の消費拡大と島への誘客促進のため、漁港用地を有効活用して「JF ぼうぜ・姫路とれとれ市場」を整備し（H27年3月開業）、集客と島に関する観光情報の発信を実施。
- ② 家島諸島においては、日帰り型から宿泊型観光（渚泊）への転換を目指し、観光体験コンテンツの拡大、お土産品の開発、情報発信のためのWebサイトの構築等を実施し、来訪者の拡大を実現。



対策

漁港の有効活用による集客と情報発信（妻鹿漁港）

- 補助用地と単独用地を交換し、集客施設を整備（漁港用地を有効活用）



- 「とれとれ市場」では、「家島諸島」の水産物の飲食や販売とともに、観光情報を発信し、島への訪問者の増大を促進



宿泊型観光（渚泊）の推進（家島諸島）

- 家島諸島の地域資源を活用した体験プログラムを開発し、パッケージツアーとして展開



- H29年度から農山漁村振興交付金を活用して、体験コンテンツの更なる充実を図るなど、宿泊型観光（渚泊）を推進



効果

- とれとれ市場来場者数：43.6万人（H30年度）
- とれとれ市場売り上げ：2.4億円（H30年度）

- 家島諸島内宿泊者数：1,763人（H29年度）→ 4,690人（H30年度）

＜重点課題4＞ 施設の長寿命化対策：岩手県大沢漁港

概要

- 設置後約40年が経過した岸壁には、矢板の腐食による剥落や割れが発生し、施設の安全確保が課題。
- 機能保全計画を策定し、計画に則り、適切な時期に施設の保全工事を実施。
- その結果、施設の耐用年数が延長し、今後50年間ににおける維持更新に係るトータルコストも縮減。



対策

対策前



矢板の腐食が進行し、剥落や割れが発生

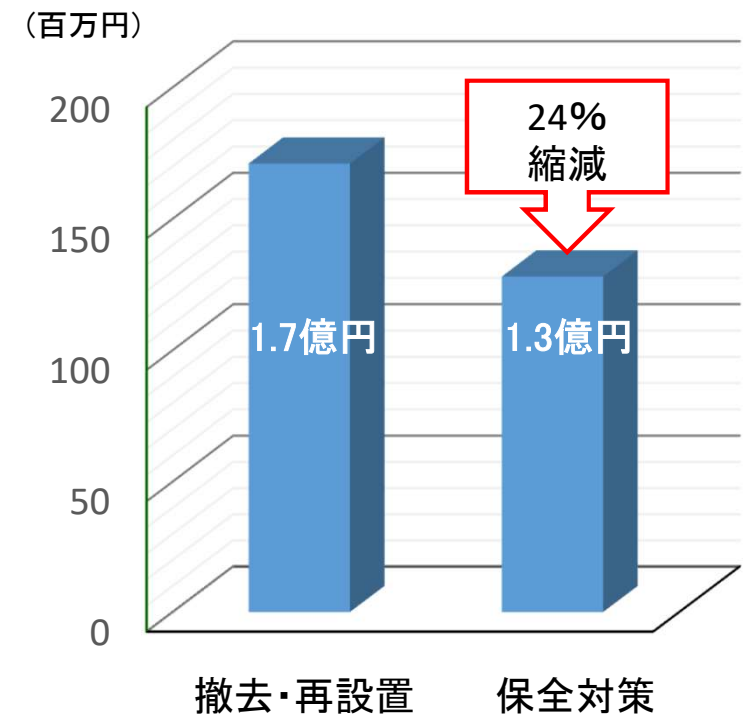
対策後



被覆工法により矢板の腐食を抑制し、岸壁の耐用年数を延長

効果

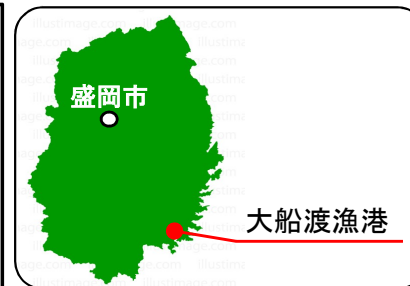
今後50年間ににおけるコストを縮減



<共通事項> 漁港におけるICTの活用：岩手県大船渡漁港

概要

- 大船渡漁港は岩手県の流通拠点であり、高度衛生管理型魚市場の整備(平成26年4月完成)とあわせて、ICTを活用した水揚げ情報等の管理システムを構築。
- これにより、荷さばき時間の短縮が図られ、水産物の鮮度が向上。また、高度衛生管理及び迅速な情報発信によって魚価が上昇し、大船渡産水産物のブランド力が向上。
- また、今後、当該システムと他のデータ提供システムとを連携させることで、輸出に必要な漁獲証明等の速やかな取得が可能となり、更なる輸出促進が期待。



対策

ICTを活用した水産物流通情報管理システムの導入

入船・入荷予定情報



衛生管理システム

携帯電子端末による
衛生管理チェック

衛生管理チェック項目を
携帯電子端末で確認・記録

計量システム

水揚げ情報の電子化



フォークリフトスケールの計量情報を自動取得



水揚げされた水産物の情報を卸売人用の携帯電子端末に入力

鮮度保持タンク管理システム

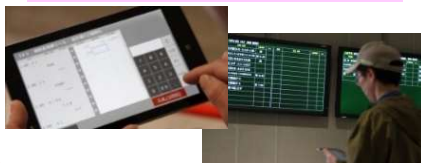
ICチップによる取引水産物の管理



読取機器による
取引水産物の確認

入札システム

買受人用の携帯電子端末
による入札



情報提供システム

場内モニタによる各種情報提供



⇒ 入船、入荷情報
⇒ 入札予定・結果
⇒ お知らせなど

インターネットによる情報発信など

⇒ 大船渡市魚市場ホームページ開設
⇒ 入船・入荷情報
⇒ 大船渡市魚市場の市況等取引情報
⇒ セリのライブ映像配信 など



大船渡魚市場ホームページの開設

効果

○ 荷さばき時間が短縮

1回の水揚げから搬出まで
約22分の短縮

○ 衛生的な取扱いと迅速な情報発信により、**ブランド力が向上**

【さば類の価格】

85円/kg(H20) ⇒ 104円/kg(H30)
+22%(全国平均+13%)

【かつお(生鮮)の価格】

306円/kg(H20) ⇒ 360円/kg(H30)
+18%(全国平均+1%)

○ 他システムと連携した容易な関係書類取得により、**更なる輸出促進**が期待

これまで、主にアジア向けに冷凍水産物を輸出。**今後**、当該システムを**他の漁獲・陸揚げデータ提供システムと連携**させることで、水産物輸出時に必要となる**トレーサビリティ情報や漁獲証明書類がインターネットから迅速かつ容易に取得可能**。これにより、欧米への輸出促進が期待。

平成30年度 水産の動向

概 要

(抜 粋)

目 次

平成30年度 水産の動向 1

第1章 水産政策の改革について

水産政策の改革について	1
-------------	---

第2章 特集 水産業に関する人材育成 ～人材育成を通じた水産業の発展に向けて～

第1節 水産教育による人材育成	2
（1）近代以降の水産教育の変遷	2
（2）小学校における水産業や水産物に関する学習	2
（3）中学校における水産業や水産物に関する学習	3
（4）水産高校における水産教育	3
（5）大学における水産教育	4
第2節 若手漁業者等の育成	5
（1）漁業就業者をめぐる動向	5
（2）新規漁業就業者や若手漁業者等の育成	6
第3節 将来求められる人材の育成	7
（1）今後の水産教育の方向性	7
（2）漁業学校の活用やマッチングによる新規就業者の漁業への定着	8
（3）流通加工分野の人材育成	8
（4）水産業における女性の地位向上と活躍	8
（5）積極的な情報収集や他業種との交流による水産業の活性化	8
（6）外国人労働をめぐる動向	8

第3章 平成29年度以降の我が国水産の動向

第1節 水産資源及び漁場環境をめぐる動き	9
（1）我が国周辺の水産資源	9
（2）我が国の資源管理	9
（3）実効ある資源管理のための取組	11
（4）資源を積極的に増やすための取組	12
（5）漁場環境をめぐる動き	12

（６）野生生物による漁業被害と対策	13
第２節 我が国の水産業をめぐる動き	13
（１）漁業・養殖業の国内生産の動向	13
（２）漁業経営の動向	14
（３）漁業労働環境をめぐる動向	15
（４）「スマート水産業」の推進等に向けた技術の開発・活用	15
（５）漁業協同組合の動向	16
（６）水産物の流通・加工の動向	16
第３節 水産業をめぐる国際情勢	18
（１）世界の漁業・養殖業生産	18
（２）世界の水産物消費	18
（３）世界の水産物貿易	19
（４）水産物貿易をめぐる国際情勢	19
（５）国際的な資源管理	20
（６）捕鯨をめぐる新たな動き	21
（７）海外漁業協力	21
第４節 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き	22
（１）水産物需給の動向	22
（２）水産物消費の状況	22
（３）消費者への情報提供や知的財産保護のための取組	23
（４）水産物貿易の動向	24
第５節 安全で活力ある漁村づくり	25
（１）漁村の現状と役割	25
（２）安心して暮らせる安全な漁村づくり	25
（３）漁村の活性化	26
第６節 東日本大震災からの復興	26
（１）水産業における復旧・復興の状況	26
（２）東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響への対応	28

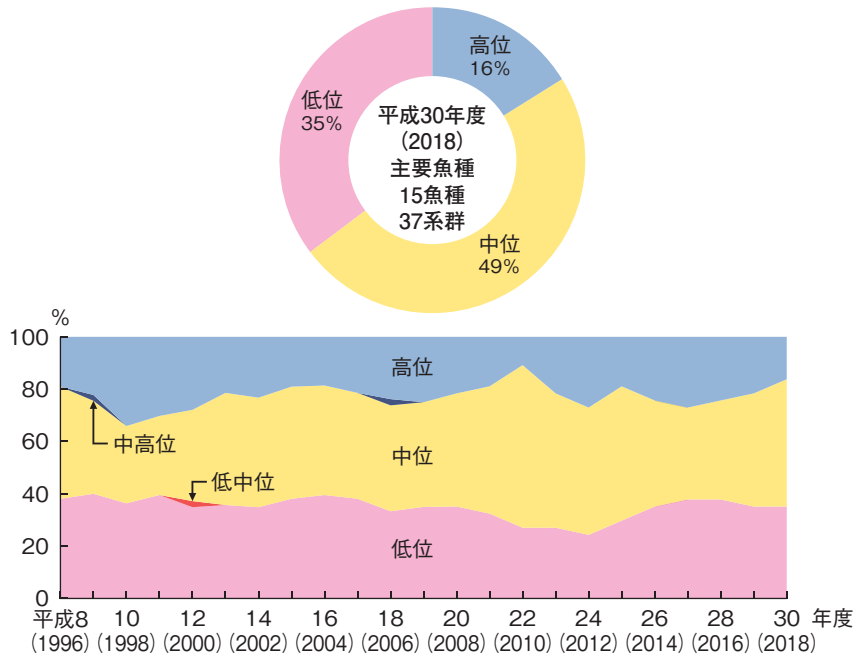
第3章 平成29年度以降の我が国水産の動向

第1節 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

(1) 我が国周辺の水産資源

- 水産資源の管理には、資源評価により資源量やその水準と動向を推定し、結果に基づいて適切な管理措置をとることが不可欠。
- 新漁業法では、必要な情報収集のための資源調査の実施により、全ての有用水産資源の資源評価を行うよう努めることなどが規定。
- 平成30（2018）年度の我が国周辺水域の資源評価結果（50魚種84系群）では、資源水準の高位が14系群、中位が29系群、低位が41系群。
- 国民生活上主要な15魚種37系群では、資源水準の高位が6系群、中位が18系群、低位が13系群。

我が国周辺の資源水準の状況と推移（主要魚種）



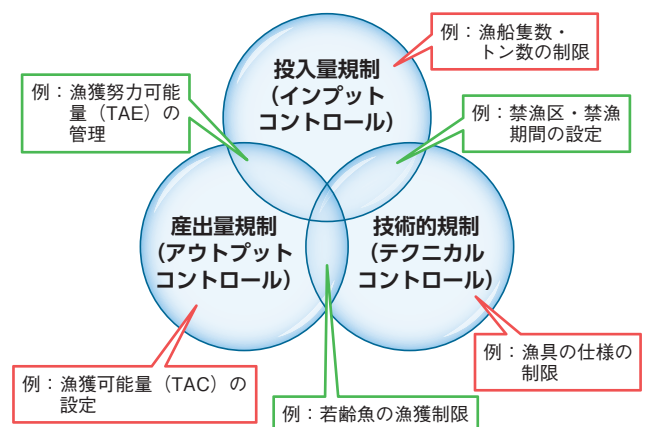
資料：水産庁・（研）水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」に基づき水産庁で作成

(2) 我が国の資源管理

(ア) 我が国の資源管理制度

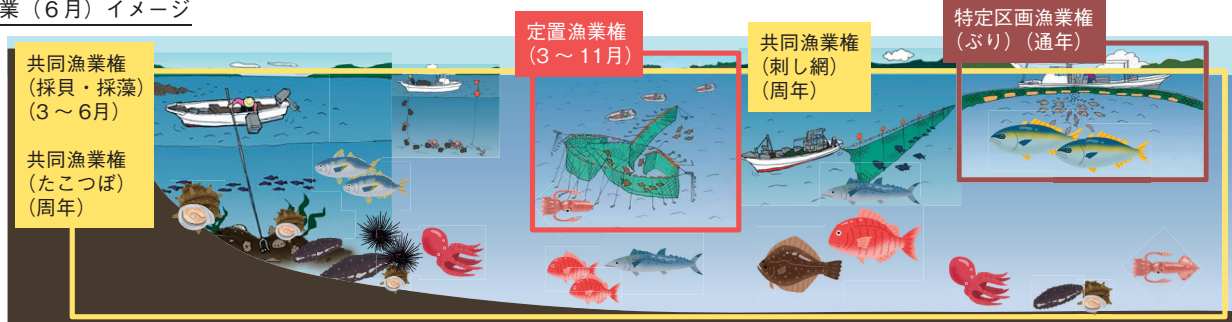
- 資源管理の手法は、1）投入量規制（インプットコントロール）、2）技術的規制（テクニカルコントロール）、3）産出量規制（アウトプットコントロール）の3つに大別。我が国では、漁業の特性や漁業者の数、対象となる資源の状況等により、様々な手法を組み合わせることで資源の適切な管理を実施。
- 新漁業法においては、漁獲可能量による管理を行うことを基本。
- 採貝・採藻、定置網漁業、養殖業等については漁業権制度、沖合・遠洋漁業等については許可制度等に基づき資源管理を実施。
- 漁獲可能量（TAC）制度はこれまで8魚種を対象に実施。
- 今後、TAC制度は新漁業法に基づいて実施。TACは最大持続生産量の実現のために維持・回復させるべき目標となる資源水準の値などの資源管理目標に従い設定。
- 新漁業法では、IQ方式を実施する準備が整った漁業・海域について、IQ方式による資源管理を行い、準備の整っていない管理区分における漁獲量管理は、漁獲量の合計による管理を実施。

資源管理手法の相関図



漁業権漁業にかかる水面の立体的・重複的な利用のイメージ図

操業（6月）イメージ



操業（12月）イメージ



(イ) 資源管理計画に基づく共同管理の取組

- 我が国では、公的な規制に加え、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等、漁業者が自主的に取り組む資源管理も重要な役割。
- 平成23（2011）年度より、国及び都道府県が「資源管理指針」を策定し、これに沿って関係する漁業者団体が「資源管理計画」を作成・実践。計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、「資源管理・収入安定対策」を実施。

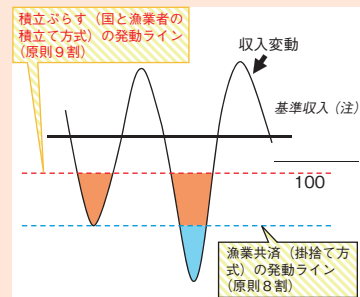
資源管理・収入安定対策の概要

資源管理への取組

- 国・都道府県が作成する「資源管理指針」に基づき、漁業者（団体）が休漁、漁獲量制限、漁具制限等の自ら取り組む資源管理措置について記載した資源管理計画を作成し、これを確実に実施。
- 養殖の場合、漁場改善の観点から、持続的養殖生産確保法に基づき、漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守。

漁業収入安定対策事業の実施

- 漁業共済・積立ぶらすを活用して、資源管理等の取組に対する支援を実施。
- ✓ 基準収入（注）から一定以上の減収が生じた場合、「漁業共済」（原則8割まで）、「積立ぶらす」（原則9割まで）により減収を補てん
 - ✓ 漁業共済の掛金の一部を補助
 - ※ 補助額は、積立ぶらすの積立金（漁業者1：国3）の国庫負担分、共済掛金の30%（平均）に相当

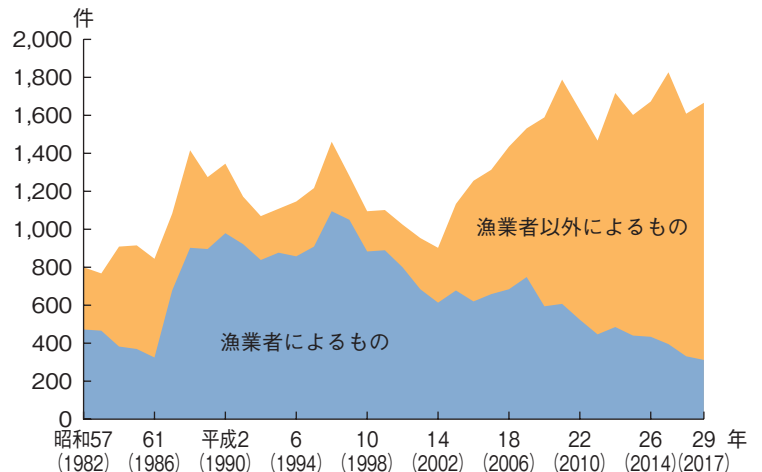


（注）基準収入：個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3か年（5中3）の平均値

(3) 実効ある資源管理のための取組

- 漁業監督官等が、海上保安官及び警察官とともに取締任務に当たるとともに、漁業協同組合を中心とした各地の漁業者も、漁場の監視、通報等の密漁防止活動や流通対策を実施。
- 平成29（2017）年における全国の漁業関係法令違反の検挙件数は、1,834件（うち海面1,731件、内水面103件）。漁業者以外による密漁が増加。特に、反社会的勢力が組織的に行う磯根資源の密漁が横行。
- 新漁業法では、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物を採捕する者への罰則を新設するなど、大幅な罰則強化。

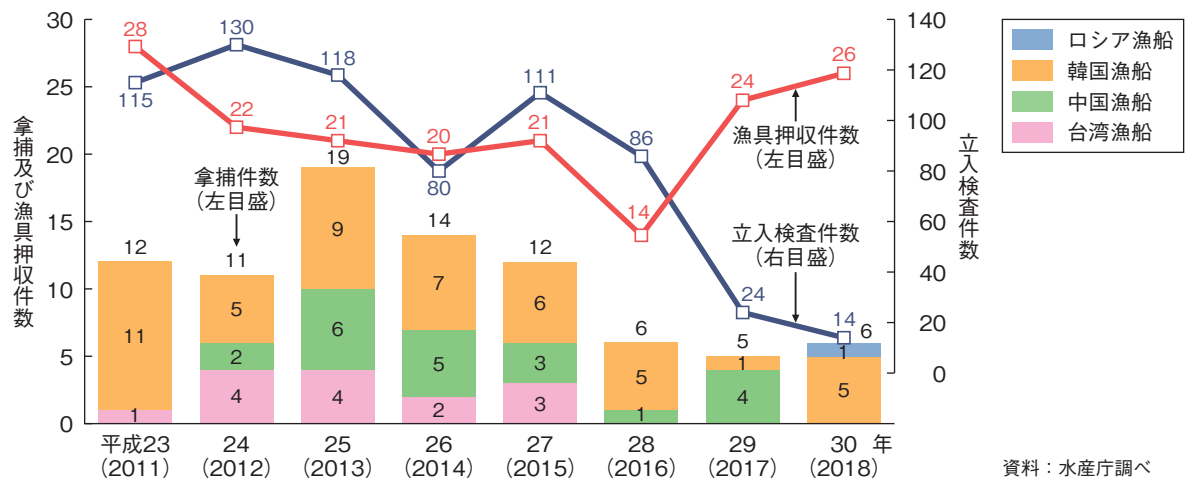
我が国の海面における漁業関係法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

- 平成30（2018）年の水産庁による外国漁船の取締実績は、立入検査数14件、拿捕件数6件、違法設置漁具等の押収件数26件。
- 日本海の大和堆周辺水域では、北朝鮮籍漁船等による違法操業が増加傾向にあることから、漁業取締船を重点的に配備し、放水等の厳しい対応により退去。この結果、外国漁船に対して平成30（2018）年には延べ5,315件の退去警告等を実施。
- 我が国周辺水域における外国漁船の違法操業に対処するため、平成30（2018）年1月、水産庁長官を本部長とする水産庁「漁業取締本部」を設置。平成29（2017）年度から取締船（現在7隻）の増隻を開始し、令和3（2021）年度に9隻となる見込み。
- 違法操業が多発する水域・時期における重点的な取締りの実施などにより、違法操業に厳正に対処。

水産庁による外国漁船の拿捕・立入検査等の件数の推移



資料：水産庁調べ



北朝鮮漁船に放水措置を行う漁業取締船



ロシア大型冷凍トロール漁船に対して立入検査に入る漁業監督官

(4) 資源を積極的に増やすための取組

- 各地で一定の大きさまで育成してから放流して資源を積極的に増やす種苗放流の取組を実施。
- 親魚の一部を獲り残して次世代の再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組等を推進。
- 国は、沖合域にマウンド礁等を造成する「フロンティア漁場整備事業」を実施。資源の増殖等に効果。
- 内水面では、内水面漁業協同組合が、アユやウナギ等の種苗放流や産卵場の整備を実施。
- 水産業協同組合法の改正により、内水面の漁業協同組合における個人の正組合員資格について、河川と湖沼の組合員資格を統一するとともに、「水産動植物を増殖する者」を新たに追加。

コラム 第38回 全国豊かな海づくり大会

平成30（2018）年に高知県で開催された「明治150年記念第38回全国豊かな海づくり大会～高知家大会～」は、平成30（2018）年が明治元（1868）年から起算して満150年に当たることから、明治150年記念行事として、「森・川・海かがやく未来へ水の旅」を大会テーマに開催。



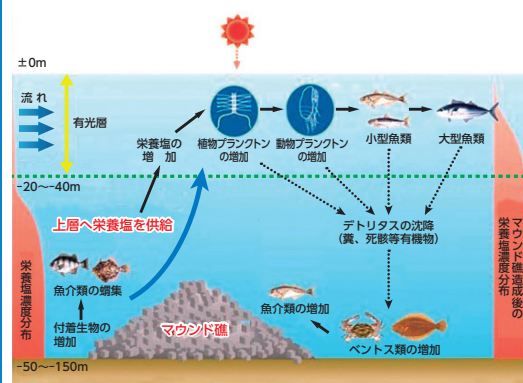
稚魚等をお渡しになる
上皇上皇后両陛下
(写真提供：高知県)

同大会には、上皇上皇后両陛下が皇太子同妃両殿下であられた第1回の開催当時から御臨席。

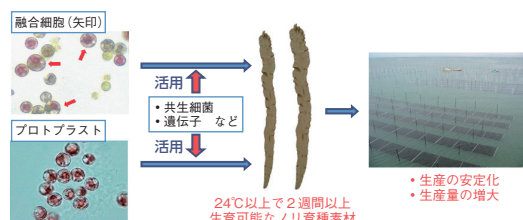
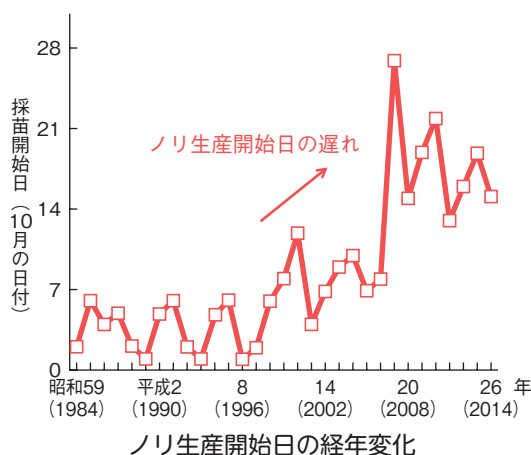
(5) 漁場環境をめぐる動き

- 藻場・干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げが重要。地方公共団体による藻場・干潟の造成と漁業者等による保全活動が一体となった広域的な対策を推進。
- 養殖漁場では漁業協同組合等が「漁場改善計画」を策定。「資源管理・収入安定対策」による支援で養殖漁場の環境改善を推進。
- 瀬戸内海を中心として、窒素、リン等の栄養塩類の減少等が海域の基礎生産力を低下させている可能性が指摘。栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に関する調査・研究を推進。
- 新漁業法では、漁業協同組合等が赤潮監視等の保全活動を実施する場合に、都道府県が申請に基づき漁協等を指定し、新たに一定のルールを定めて沿岸漁場の管理業務を行わせることができる仕組みを創設。
- 内水面では、「内水面漁業の振興に関する基本方針」に基づき、関係府省庁、地方公共団体、漁業協同組合等と連携の下、漁場環境再生の取組を推進。
- 気候変動に対して、人工衛星等による観測によりモニタリングしていく必要。また、温室効果ガスの排出抑制等による「緩和」と、避けられない影響に対する「適応」の両面からの対策が重要。「適応」に関しては、高水温への耐性を持つ養殖品種の開発等を推進。
- プラスチックごみによる海洋汚染問題が注目。環境や生態系、漁獲物への混入等漁業にも影響。平成30（2018）年6月に海岸漂着物処理推進法の改正が行われ、同月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」において「プラスチック資源循環戦略」を策定することを規定。水産庁では、漁業・養殖業におけるプラスチック使用量削減方策や環境に配慮した素材への転換等の検討を行うとともに、浮遊するマイクロプラスチックを摂食した水産生物の生態的情報を調査。
- 持続的な漁業活動のためには、海洋環境等を健全に保つことが重要。近年、国際的に設定の動きが加速している海洋保護区（MPA）は、水産資源の増大にも寄与するとの考えから、適切な管理等を推進。

マウンド礁のメカニズム



ノリ養殖における秋季高水温の影響評価と適応計画に基づく取組事例



細胞融合技術やプロトプラスト選抜技術等の育種技術を用いた高水温適応素材開発の流れ

資料：(研)水産研究・教育機構

(6) 野生生物による漁業被害と対策

- 近年、トド、ヨーロッパザラバ等による漁業被害が顕在化。特に、北海道周辺では、トド等による漁具の破損、漁獲物の食害等が多く発生。国では、都道府県の区域を越えて広く分布・回遊し、広域的な対策により被害の防止・軽減に効果が見通せるものについて、出現状況に関する調査と情報提供、被害軽減のための技術開発、駆除活動等を支援。
- 内水面では、オオクチバスやカワウ等による資源の食害が問題。防除対策を推進。

〈トド〉



トドによる漁獲物の食害

〈オオクチバス〉
外来魚による食害

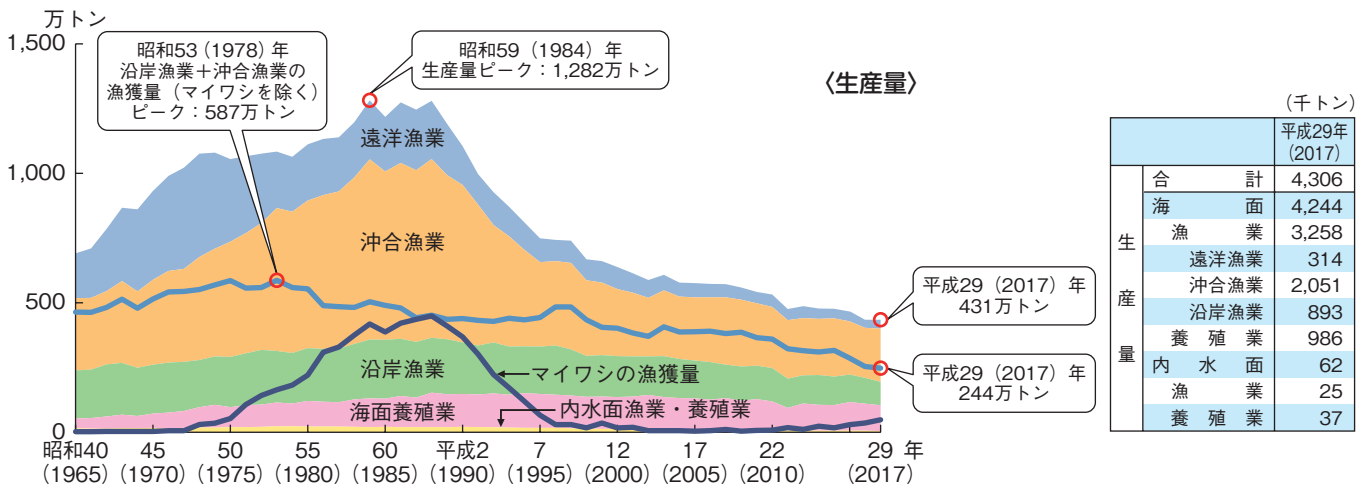


第2節 我が国の水産業をめぐる動き

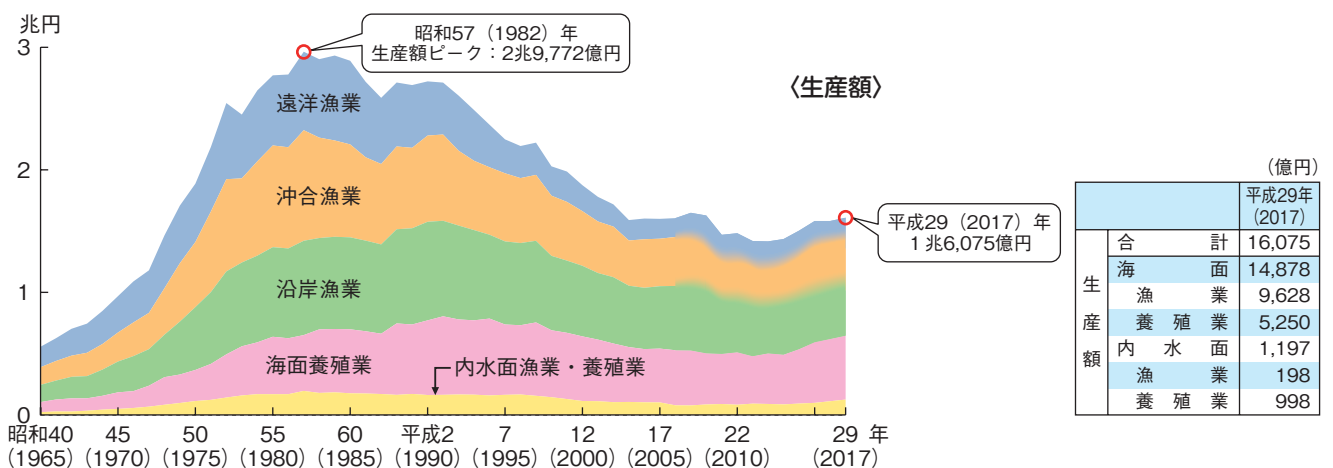
(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

- 平成29（2017）年の漁業・養殖業生産量は、前年から5万トン減の431万トン。うち海面漁業は前年並みの326万トン。サンマ等が減少し、マイワシが増加。海面養殖業は5万トン減の99万トン。ホタテガイ等が減少。内水面漁業・養殖業は1千トン減の6万2千トン。
- 我が国の漁業・養殖業の生産額は、平成25（2013）年以降増加に転じ、平成29（2017）年の漁業・養殖業の生産額は、前年から219億円増の1兆6,075億円。うち海面漁業は、前年並みの9,628億円、海面養殖業は153億円増の5,250億円、内水面漁業・養殖業は59億円増の1,197億円。

漁業・養殖業の国内生産量・額の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」



資料：農林水産省「漁業生産額」に基づき水産庁で作成

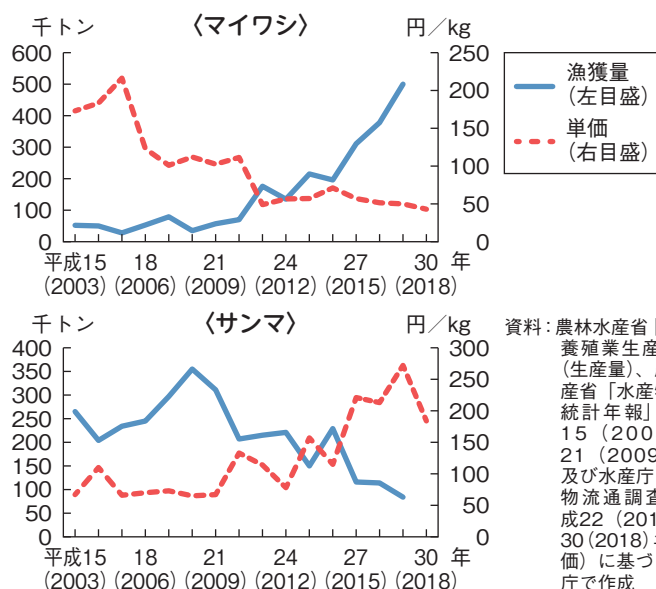
- 注：1) 平成19（2007）～22（2010）年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値。
 2) 漁業生産額は、漁業生産額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。
 3) 海面漁業の部門別生産額については、平成19（2007）年から取りまとめを廃止。

(2) 漁業経営の動向

(ア) 水産物の産地価格の推移

- 水産物価格は、各魚種の漁模様や、海外の漁業生産状況、国内外の需要動向等の影響を複合的に受けて変動。
- 漁業及び養殖業の平均産地価格は、近年、上昇傾向。平成29（2017）年には、前年から8円/kg上昇し366円/kg。

漁獲量と価格の推移



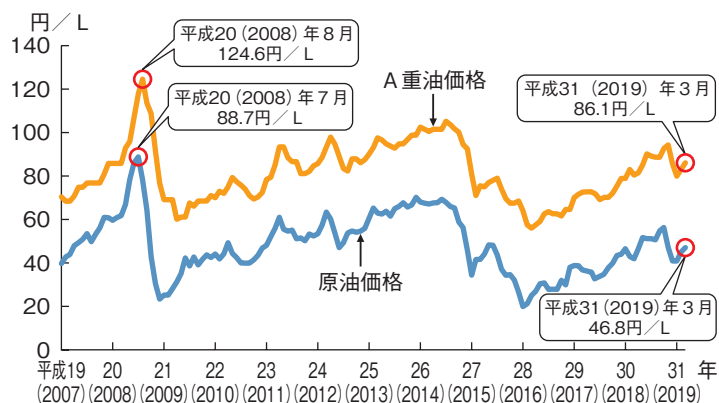
漁業・養殖業の平均産地価格



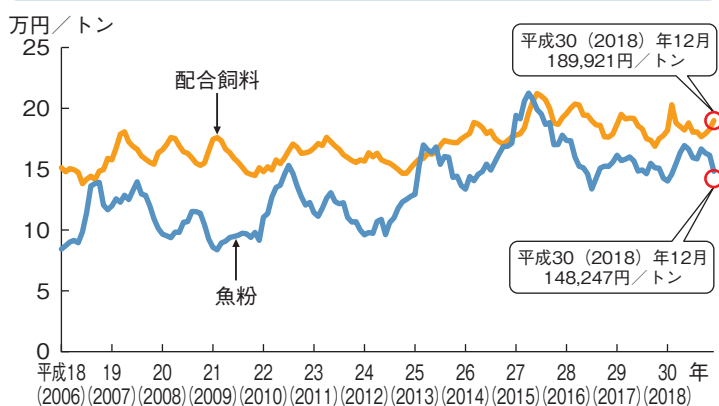
(イ) 漁船漁業・養殖業の経営状況

- 平成29（2017）年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から16万円減少し、219万円。漁労外事業所得を加えた事業所得は239万円。
- 漁船漁業を営む会社経営体では、平成29（2017）年度は漁労利益の赤字が続いているものの、水産加工等による漁労外利益を加えた営業利益は1,815万円の黒字。
- 我が国の漁業で使用される漁船は高船齢化が進み、平成30（2018）年度、指定漁業の許可漁船では、船齢20年以上の船が全体の57%。
- 燃油の価格は過去10年ほどの間、大きく変動。近年、総じて上昇傾向で推移。
- 平成29（2017）年の海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は、前年から162万円増加して1,166万円。
- 魚粉の輸入価格は、中国を中心とした飼料需要の拡大や、魚粉原料となるペルーカタクチイワシの漁獲量の減少により、平成27（2015）年4月には平成17（2005）年平均価格の約2.6倍まで上昇。その後はやや落ち着いて推移。
- 燃油・配合飼料価格が上昇したときに影響を緩和するため、国と漁業者の拠出により補てん金を交付。

燃油価格の推移



配合飼料及び輸入魚粉価格の推移



(ウ) 所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」

- 「浜の活力再生プラン」は、漁業所得を5年間で10%以上アップすることを目標とし、実現するための方策を地域自ら考え実施するもの。平成31（2019）年3月末までに672件が実施段階に。
- 平成27（2015）年度からは、より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」もスタート。平成31（2019）年3月末までに152件が策定、実施。

事例 地域ごとの事情に即した「浜の活力再生プラン」

1) 三重県大紀町地域水産業再生委員会

三重県特産の海藻類、柑橘類等を加えた飼料で養殖した「伊勢まだい」の生産の拡大や新たなブランド「伊勢ぶり」の生産を開始。



伊勢まだい
(写真提供：三重県)

2) 福岡県糸島市地域水産業再生委員会

サワラの高鮮度処理による魚価向上の取組やカキ小屋事業による集客等により地元水産物の消費拡大にも大きく貢献。

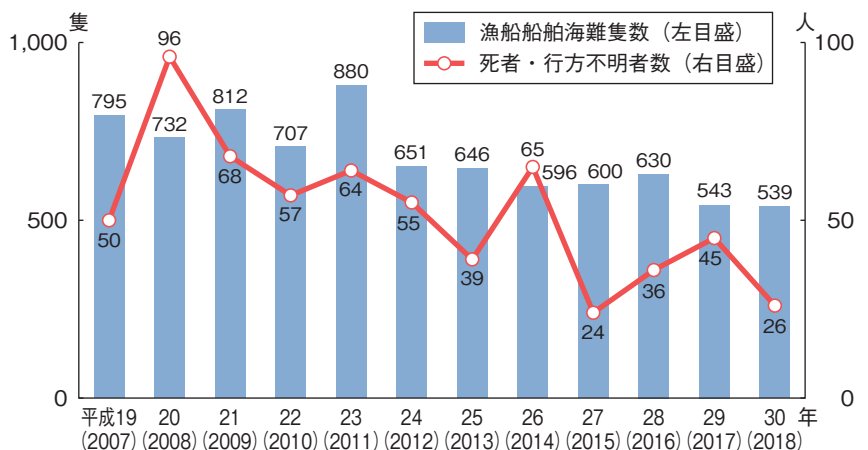


カキ小屋

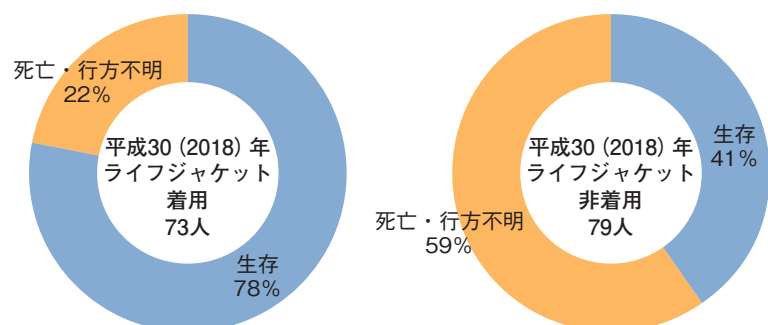
(3) 漁業労働環境をめぐる動向

- 平成30（2018）年の漁船の船舶海難隻数は539隻、漁船の船舶海難に伴う死者・行方不明者数は26人。
- 平成30（2018）年における漁船からの海中転落者（船舶事故以外の理由によるもの）は73人、うち死者・行方不明者は47人。
- 海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割。国では、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務の範囲を拡大し、平成30（2018）年から、原則、全ての船舶において船室の外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用を義務付け。
- 海上ブロードバンドの普及に関して、水産庁では関係省庁と連携し、漁業者のニーズに応じたサービスが提供されるよう通信事業者等を交えた意見交換や水産関係団体への情報提供等を実施。

漁船の事故隻数及び事故に伴う死者・行方不明者数の推移



ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



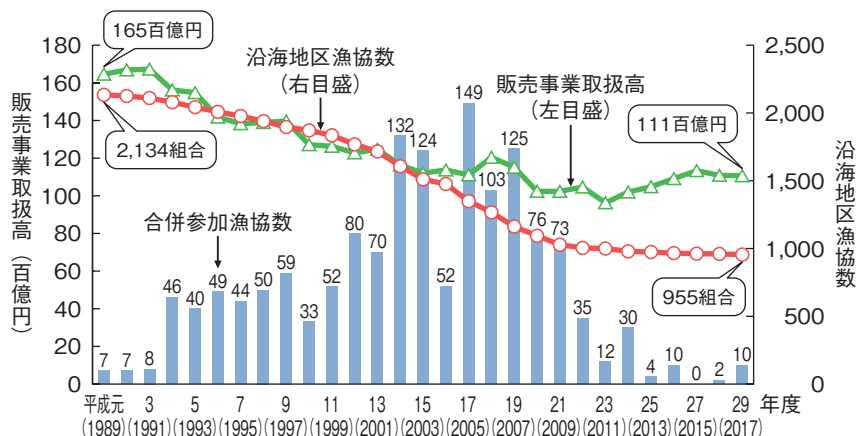
(4) 「スマート水産業」の推進等に向けた技術の開発・活用

- ICT技術やドローン・ロボット技術等を活用し、漁業・養殖業現場への導入・普及が重要。
- 生産から流通にわたる多様な場面で得られるデータの連携・共有・活用を可能とする「水産業データ連携基盤（仮称）」を構築し、データのフル活用による効率的・先進的なスマート水産業への転換につなげていくことが期待。

(5) 漁業協同組合の動向

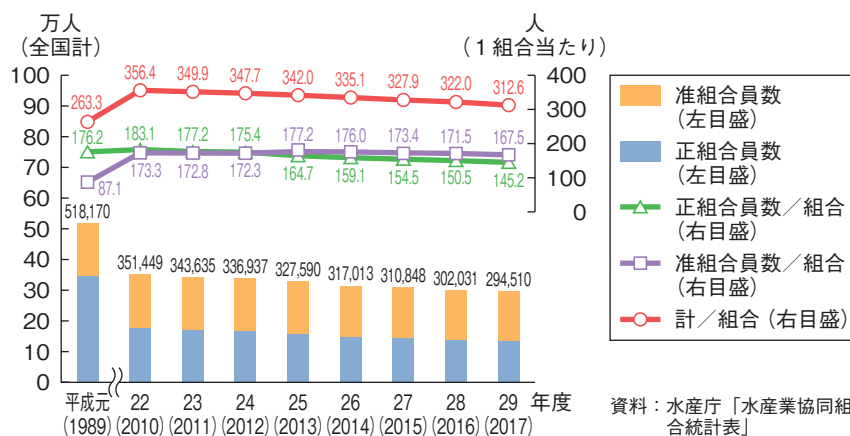
- 漁業協同組合は、漁業経営の改善、水産資源の適切な利用と管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。
- 平成30（2018）年3月末現在の組合数は955組合。
- 漁業者数の減少に伴って組合員数の減少が進んでおり、依然として零細な組合が多い状況。
- 合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業の一層の強化を図る必要。
- 水産業協同組合法の改正により、漁業協同組合の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、組合の理事に販売の専門能力を有する者を登用する旨を規定。また、漁業協同組合システムの信用事業の健全性の確保を図るため、信用漁業協同組合連合会及び一定規模以上の漁業協同組合に公認会計士監査を導入。

沿海地区漁業協同組合数、合併参加組合数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

漁業協同組合の組合員数の推移



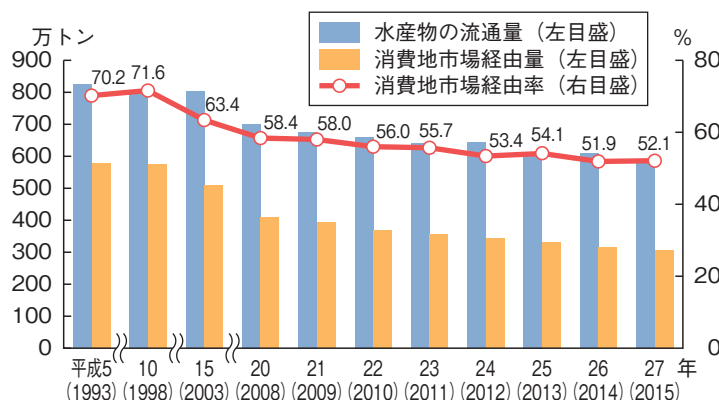
資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

(6) 水産物の流通・加工の動向

(ア) 水産物流通の動向

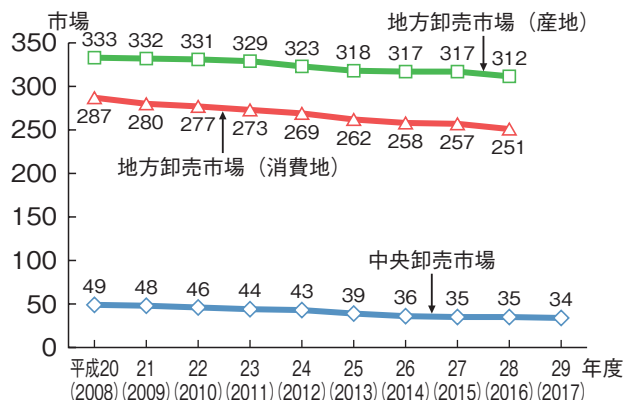
- 平成27（2015）年の水産物の消費地市場経由率は52%。
- 水産物卸売市場の数は産地卸売市場、消費地卸売市場とも減少。
- 消費地卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割。一方、産地卸売市場は価格形成力が弱いことが課題であり、市場統廃合等により維持・強化を図っていく必要。消費地卸売市場を含めた食品流通は多様化する実需者等のニーズに的確に応えていくことが重要。

消費地市場経由量と経由率の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

水産物卸売市場数の推移



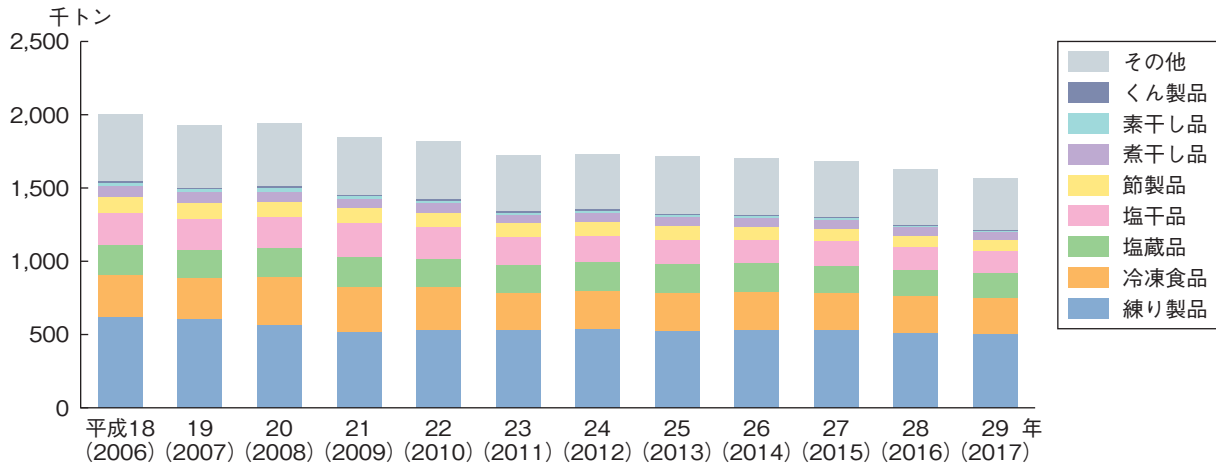
資料：農林水産省「卸売市場データ集」

注：中央卸売市場は年度末、地方卸売市場は平成23（2011）年度までは年度当初、24（2012）年度からは年度末のデータ

(イ) 水産加工業の動向

- 水産食用加工品の生産量は平成29（2017）年には、前年から6万トン減の157万トン。
- 近年の消費者の食の簡便化・外部化志向の高まりにより、水産物消費における加工の重要性が増加。多様化する消費者ニーズを捉えた商品開発が必要。
- 加工原料や従業員の確保が水産加工業の重要な課題。

水産加工品生産量の推移

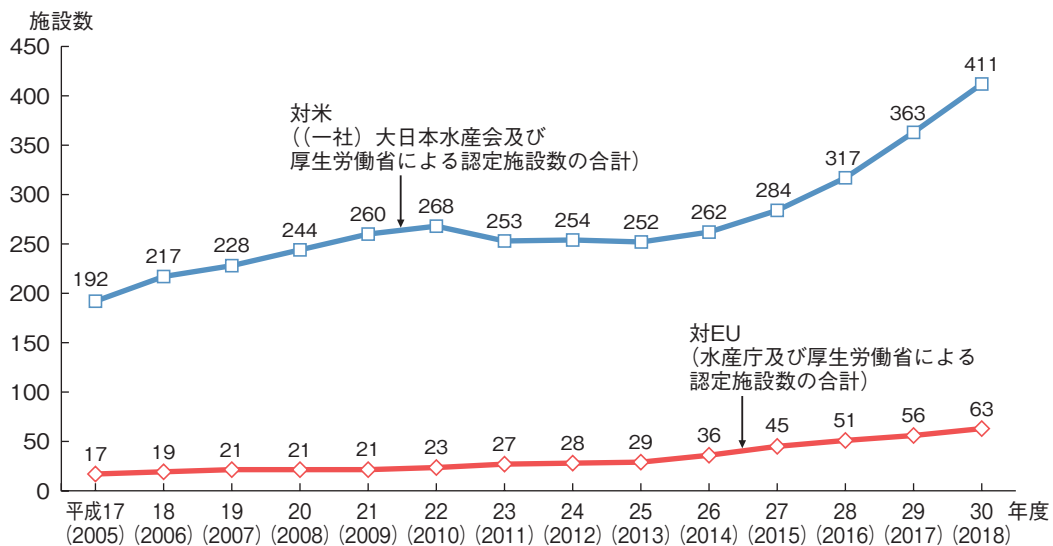


資料：農林水産省「水産物流通統計年報」（平成21（2009）年以前）、「漁業センサス」（平成25（2013）年）及び「水産加工統計調査」（その他の年）
注：水産食用加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合50%以上）として製造されたものをいう。焼・味付のり、缶詰・びん詰、寒天及び油脂は除く。

(ウ) HACCPへの対応

- 米国やEU等に水産物を輸出する際には、水産加工施設等に米国やEUで求められているHACCPの実施と施設基準への適合が必要。
- このため、国では、一般衛生管理やHACCPに基づく衛生管理に関する講習会の開催等を支援するとともに、EUや米国への輸出に際して必要なHACCPに基づく衛生管理及び施設基準などの追加的な要件を満たした施設の認定を取得するための水産加工・流通施設の改修等を支援。
- 対EU輸出認定施設の認定の加速化のため、平成26（2014）年10月より厚生労働省に加え水産庁も認定主体に。平成31（2019）年3月末現在、水産加工業等における対EU輸出認定施設数は63施設、対米輸出認定施設数は411施設。
- 水産加工業者を含む食品等事業者においては、平成30（2018）年6月に食品衛生法等の一部が改正され、HACCPに沿った衛生管理等の実施に取り組むことが必要。

水産加工業等における対EU・米国輸出認定施設数の推移



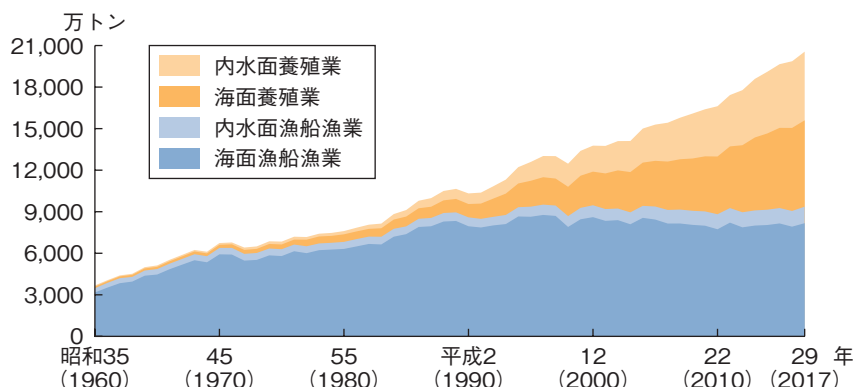
資料：水産庁調べ

第3節 水産業をめぐる国際情勢

(1) 世界の漁業・養殖業生産

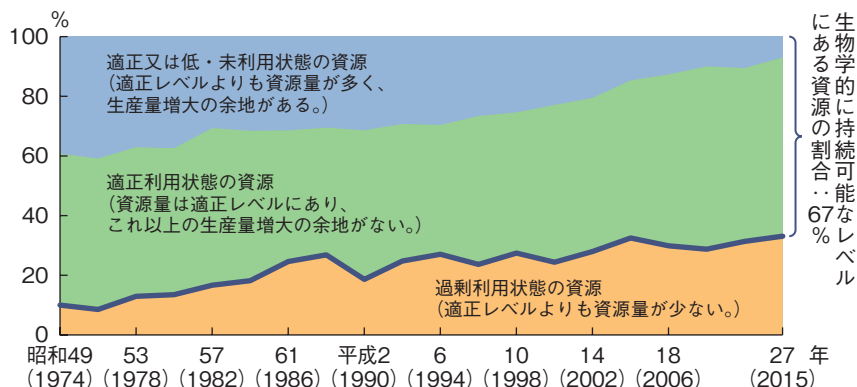
- 平成29（2017）年の世界の漁業・養殖業生産量は前年から3%増の2億559万トン。このうち漁船漁業生産量は横ばい傾向、養殖生産量は急激に増加。
- 漁船漁業生産量は、EU、米国、我が国等ではおおむね横ばいから減少傾向。中国、インドネシア、ベトナム等で増加。
- 養殖生産量は、海面及び内水面の双方で大きく増加。海面では紅藻類、褐藻類が、内水面では、コイ・フナ類が特に増加。海面、内水面ともに中国が突出。
- 生物学的に持続可能なレベルで漁獲されている状態の世界の水産資源の割合は漸減傾向。平成27（2015）年には67%が生物学的に持続可能（うち生産量増大の余地のある資源は7%）、33%が過剰利用。

世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat」、農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成

世界の資源状況

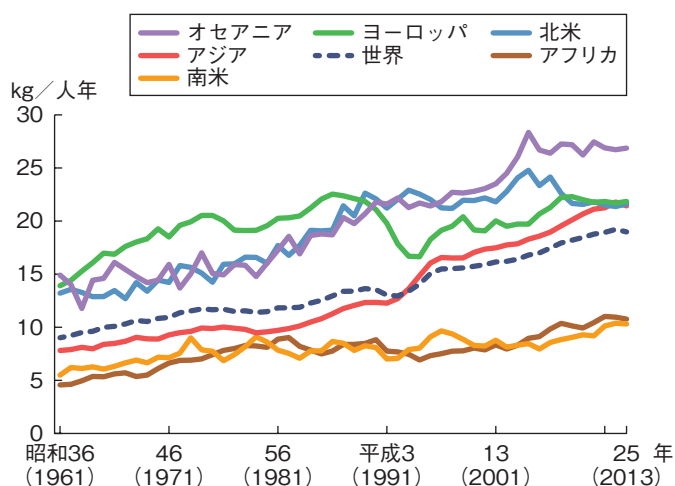


資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2018」に基づき水産庁で作成

(2) 世界の水産物消費

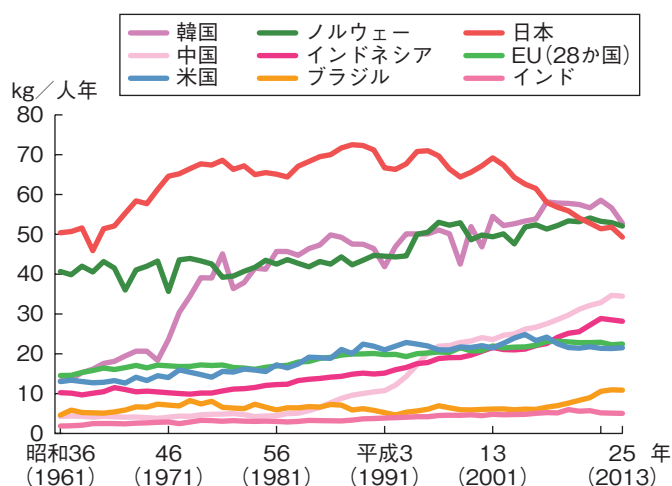
- 世界の1人当たりの食用魚介類消費量は、食品流通の国際化、たんぱく質を多く含む食品を中心とした食生活への移行等により、過去半世紀で約2倍に。特に中国等の新興国での伸びが顕著。
- 日本は高水準にあるものの、50年前と同水準まで減少。

地域別の世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移（粗食料ベース）



資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」

主要国・地域の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移（粗食料ベース）

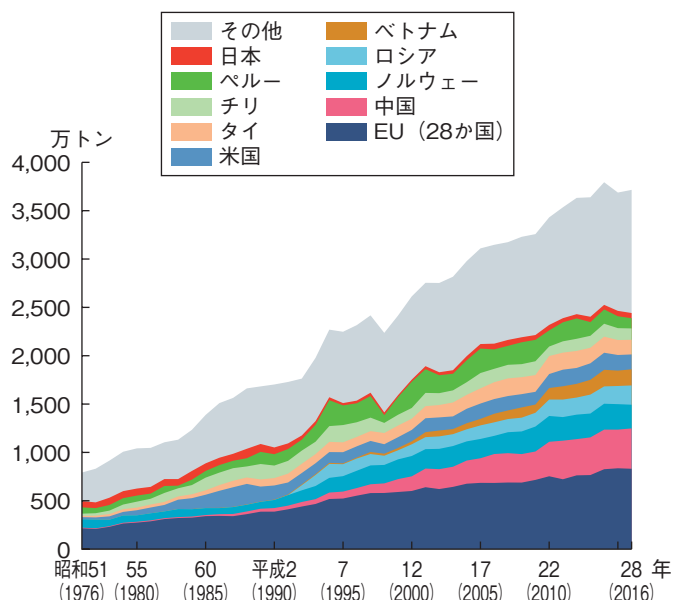


資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外の国) 及び農林水産省「食糧需給表」(日本)

(3) 世界の水産物貿易

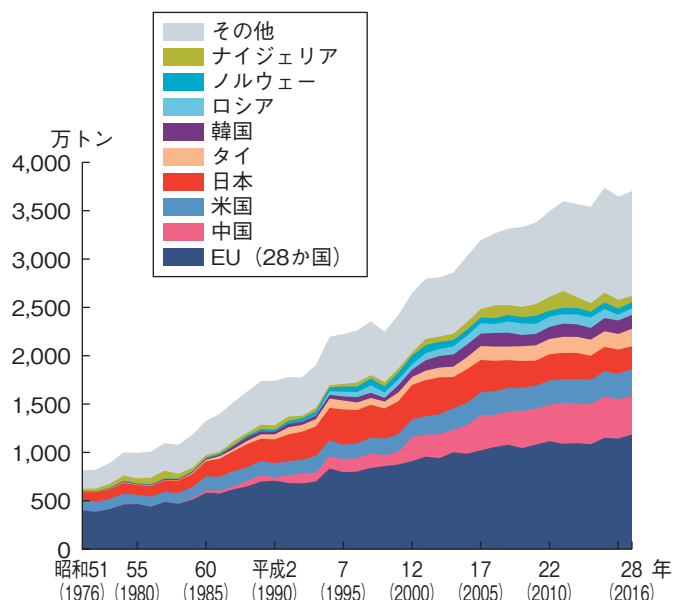
- 水産物貿易は量、額（価格）とも総じて増加傾向。輸出量では、EU、中国、ノルウェーが上位。輸入量ではEU、中国、米国が上位。
- 輸出入金額の面では中国は世界最大の純輸出国。EU、米国、日本が主な純輸入国・地域。

世界の輸出量



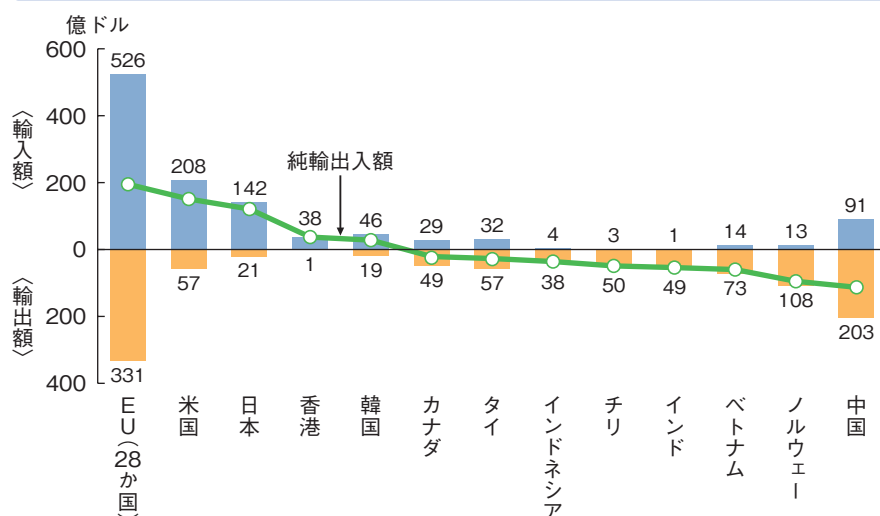
資料：FAO「Fishstat（Commodities Production and Trade）」

世界の輸入量



資料：FAO「Fishstat（Commodities Production and Trade）」

主要国・地域の水産物輸出入額及び純輸出入額



資料：FAO「Fishstat（Commodities Production and Trade）」（平成28（2016）年）に基づき水産庁で作成

(4) 水産物貿易をめぐる国際情勢

- WTOルール交渉においては、漁業補助金に関する規律策定について継続的に議論。我が国は、禁止補助金は真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定すべきとの立場。
- TPPは、平成28（2016）年2月に参加12か国が協定への署名を行ったが、平成29（2017）年1月の米国の離脱表明を受け、米国を除く11か国で早期発効に向けた議論が始まり同年11月に大筋合意。平成30（2018）年3月に署名。同年10月31日までに6か国が国内手続を完了し、同年12月30日にTPP11協定が発効。
- 日EU・EPAは、物品にかかる関税の削減・撤廃だけでなく、サービス貿易、投資自由化、知的財産権等の分野を対象に平成29（2017）年7月に大枠合意し、平成30（2018）年7月17日に署名。日EU双方の国内手続を経て、平成31（2019）年2月1日に日EU・EPAが発効。

(5) 国際的な資源管理

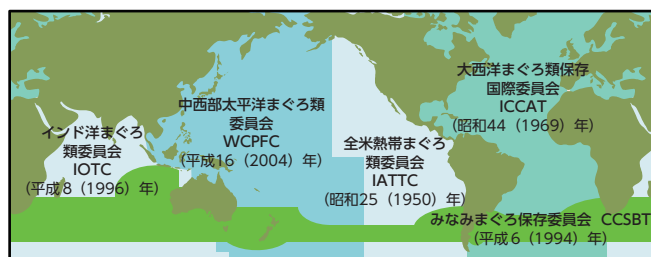
(ア) カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向

- 世界のカツオ・マグロ類資源は、5つの地域漁業管理機関が全てカバーしており、我が国は全てに参加。責任ある漁業国として、資源の適切な管理と持続的利用のために積極的に参画。
- 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）では、平成30（2018）年12月の年次会合で、太平洋クロマグロに関し、その年の漁獲上限に達しなかった分について、漁獲上限の5%までを上限として、翌年に繰り越せる規定（「繰越し」）が採択。メバチ・キハダ・カツオに関し、現行措置の2年間の延長が合意。
- 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）は、平成30（2018）年8月の年次会合で、平成29（2017）年9月にWCPFCとの合同作業部会で合意された漁獲制御ルールが採択。
- 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）では、熱帯マグロ類の資源状態が悪化していることから、メバチの平成31（2019）年以降の漁獲可能量（TAC）及び国別割当量やまき網のFAD規制について議論されたが、合意に至らず、平成30（2018）年のTACが引き続き適用。
- インド洋まぐろ類委員会（IOTC）では、平成30（2018）年の年次会合で、カジキ類の保存管理措置について、総漁獲量制限の設定、60cm以下の魚体の船上保持禁止等の措置が採択。
- みなまぐろ保存委員会（CCSBT）では、資源が回復傾向にあり、我が国割当量は平成30（2018）年には6,165トンまで増加。

(イ) サンマ・マサバ等の地域漁業管理機関の動向

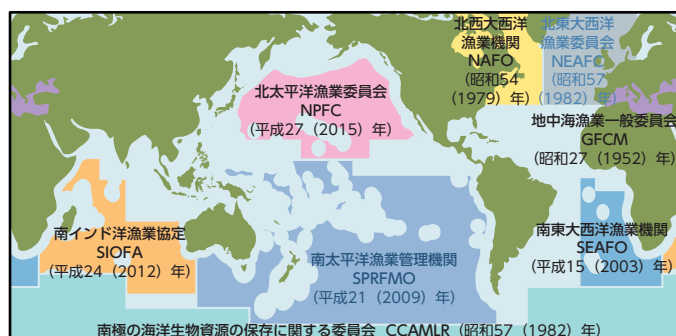
- 北太平洋の公海域では、北太平洋漁業委員会（NPFC）が、サンマやマサバ、クサカリツボダイ等の資源を管理。
- 平成29（2017）年7月に公海でマサバを漁獲する遠洋漁業国・地域の漁船の許可隻数の増加禁止（沿岸国の許可隻数は急増を抑制）が合意。
- 平成30（2018）年7月には、サンマの洋上投棄禁止及び小型魚の漁獲抑制の奨励について、現行の資源管理措置に追加されることが合意。
- 引き続き、将来的なサンマ資源の減少に対する我が国の懸念を強く訴え、漁獲量の適切な制限等、資源管理措置の更なる強化を働きかけ。

カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関



注：（ ）は条約発効年

カツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関



注：1) 我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟
2) （ ）は条約発効年

(ウ) IUU漁業の撲滅に向けた動き

- 規制措置を遵守せず無秩序な操業を行うIUU漁業は、水産資源に悪影響を与え、適切な資源管理を阻害するおそれ。
- 地域漁業管理機関による、正規の漁業許可を受けた漁船等のリスト化（ポジティブリスト）、IUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化（ネガティブリスト）、漁獲証明制度による漁業由来の漁獲物の国際的な流通の防止等、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組を国際的に推進。
- 平成28（2016）年6月に発効した違法漁業防止寄港国措置協定により、締約国がIUU漁業に従事した外国漁船の寄港を禁止すること等の寄港国措置を通じて、寄港地での効率的・効果的な取締りが可能となり、IUU漁業の抑制・根絶につながることを期待。

(エ) 二国間等の漁業関係

- ロシア、韓国、中国、台湾との間で政府間協定等に基づき操業。
- ロシアとの間では、双方水域における相互入漁条件やロシア系サケ・マスの操業条件等を協議。
- 韓国との間では、相互入漁における操業条件等が合意に至っていないため、協議を継続中。
- 中国との間では、相互入漁における操業条件等が合意に至っていないため、協議を継続中。
- 台湾との間では、日台それぞれのルールで操業できる水域を分け、試行的に操業。
- 太平洋島しょ国のEEZは重要な漁場であるが、入漁料の引上げ、保護区の設定等により入漁環境の厳しさが増大。

(6) 捕鯨をめぐる新たな動き

- IWCは、「鯨類の保存」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という2つの目的を持った資源管理機関であるが、持続的利用を支持する国と反捕鯨国との間の長年にわたる対立から、鯨の管理についても保護についても決められない状況が継続。
- 我が国は、IWCに資源管理機関としての機能を回復させることを目指し、30年以上にわたって、解決策を模索。
- 平成30（2018）年9月に開催されたIWC第67回総会では、我が国は、鯨と捕鯨に対する基本的な立場を異にする加盟国がIWCの中で「共存」できることを目指したIWC改革案を提案したが、鯨の保護のみを重視し、持続的利用の必要性を認めない国々からの歩み寄りは見られず、我が国の改革案は否決され、そこに至る議論で、異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明確化。
- 以上のような経緯に鑑み、我が国は、IWC加盟国としての立場の根本的な見直しを行い、あらゆるオプションを精査した結果、IWCからの脱退を決定。
- 令和元（2019）年7月から30年ぶりに再開される捕鯨業は、我が国の領海とEEZで、十分な資源が存在することが明らかになっているミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラを対象に、IWCで採択された方式（RMP（改訂管理方式））により算出される捕獲枠の範囲内で実施。



IWC第67回総会で我が国の立場を説明する谷合農林水産副大臣（当時）



IWC管轄外のツチクジラ等を我が国沿岸で捕獲している小型捕鯨船

(7) 海外漁業協力

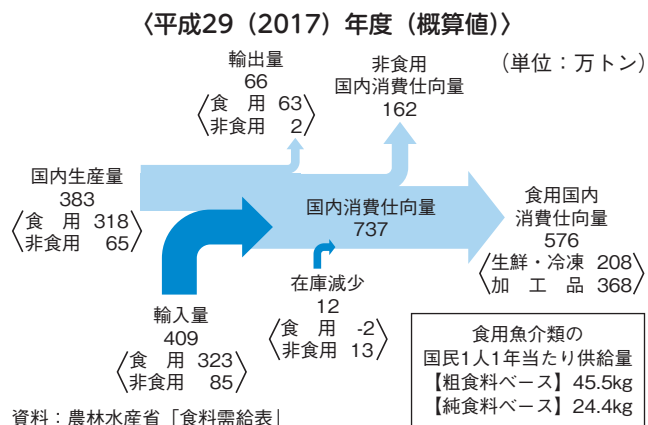
- 我が国は、我が国漁船にとって重要な漁場を有する国や、海洋生物資源の持続的利用の原則を共有する国を対象に、水産業の振興や資源管理を目的とする水産分野の無償資金協力（水産関連の施設整備等）や技術協力（専門家の派遣等）を実施。
- 我が国漁船が入漁している太平洋島しょ国等の沿岸国に対しては、民間団体が行う水産関連施設の修繕等に対する協力や水産技術の移転・普及に関する協力を支援。
- 東南アジア地域における持続的な漁業の実現のため、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）への財政的・技術的支援を実施。

第4節 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

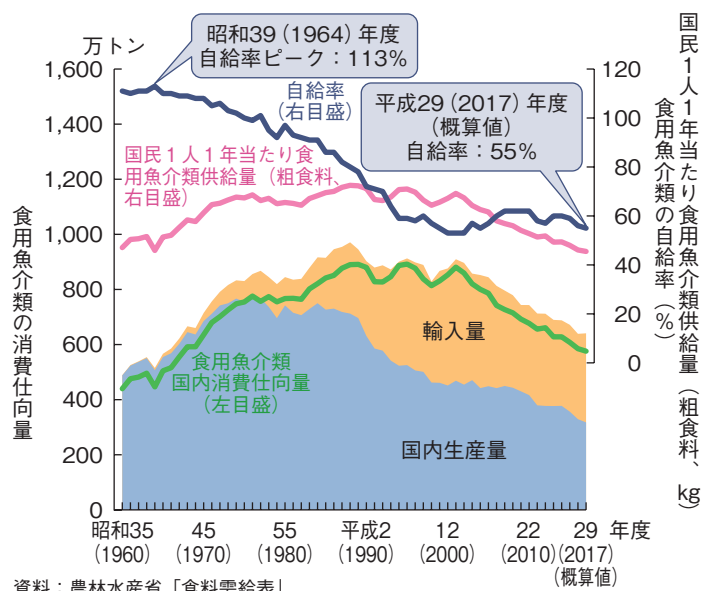
(1) 水産物需給の動向

- 平成29（2017）年度の魚介類の国内消費仕向量は737万トン（原魚換算ベース、概算値）。うち576万トン（78%）が食用、162万トン（22%）が非食用（飼肥料向け）。
- 平成29（2017）年度の食用魚介類の自給率（概算値）は、前年度から1ポイント減少して55%。

我が国の魚介類の生産・消費構造



食用魚介類の自給率の推移

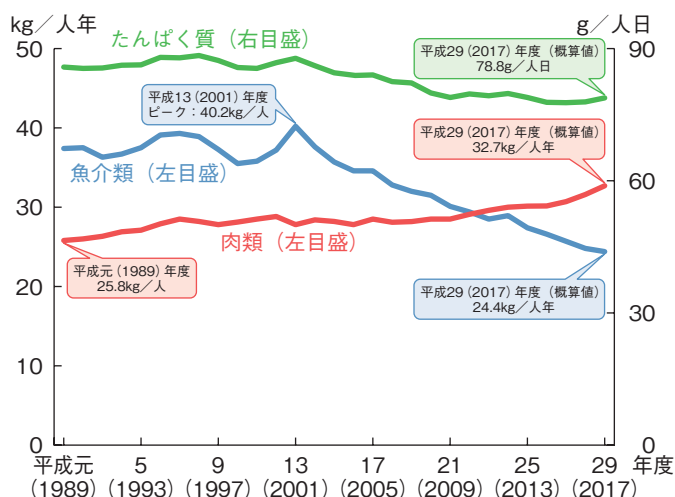


(2) 水産物消費の状況

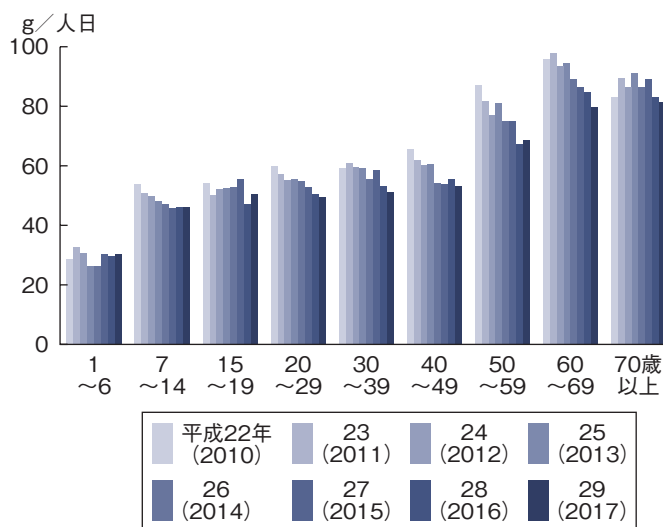
(ア) 水産物消費の動向と消費者の意識

- 食用魚介類の1人1年当たり消費量は、平成29（2017）年度は前年より0.4kg減の24.4kg（概算値）。
- 40代以下の魚介類摂取量は50代以上と比べ少ない。50～60代も減少傾向。一方で、20歳未満では摂取量が横ばい傾向。
- 魚種別の購入量は、切り身の状態で売られているサケ、マグロ及びブリが上位。
- 生鮮魚介類の1世帯当たり年間支出額は、近年、横ばい傾向となっていたが、ここ2年はやや減少傾向。
- 消費者を対象とした食の志向に関する調査では、健康志向、簡便化志向の人が増加。

食用魚介類及び肉類の1人1年当たり消費量（純食料）とたんぱく質の1人1日当たり消費量の推移



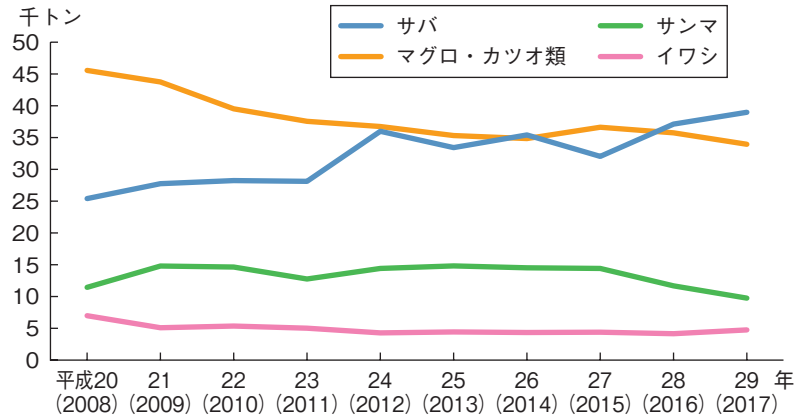
年齢階層別の魚介類の1人1日当たり摂取量



コラム 今、注目を集めるサバ缶

サバ缶は水産缶詰の中で最も多く生産。東日本大震災後、備蓄食の1つとして手ごろな価格のサバ缶の生産量が増加。その後も栄養豊富な青魚で健康面の効果がメディアで取り上げられたことや安定的な供給もあり、サバ缶ブームが継続。同じくDHAやEPAが豊富なイワシ缶など他の水産缶詰も注目。

主な水産缶詰の生産量



資料：(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会に基づき水産庁で作成

(イ) 魚食普及に向けた取組

- 若年層の魚介類の摂取量が減少する中、学校給食等を通じ、水産物に親しむ機会を作ることが重要。近年は、漁業者等が自ら出前授業を行うなど魚食普及を図る活動も活発化。
- 官民協働の「魚の国のしあわせ」プロジェクトでは、手軽に美味しく食べられる商品・食べ方を選定する「ファストフィッシュ」(平成31(2019)年3月末現在3,288商品)等を実施。全国漁業協同組合連合会では、漁師自らが自信を持って勧める水産物を「プライドフィッシュ」として選定、紹介。

事例 未利用魚を有効に活用する学校給食(横浜市神奈川区)

横浜市中央卸売市場の魚食普及推進協議会は、神奈川区内の小学校と連携し、「未利用魚」を活用した学校給食を実施。併せて水産業の出前授業も実施。

横浜市内西寺尾第二小学校での出前授業
(写真提供：横浜市)



コラム 第6回Fish-1 グランプリ

プライドフィッシュ料理コンテストと国産魚ファストフィッシュ商品コンテスト等が行われ、それぞれ「銚子つききんめ煮炙り丼」と「呼子剣先いか三色しゅうまい」がグランプリを受賞。

JF銚子(JF千葉漁連)
銚子つききんめ煮炙り丼
(写真提供：JF全漁連)



(3) 消費者への情報提供や知的財産保護のための取組

- 食品表示は、平成27(2015)年より、「食品表示法」の下で包括的・一元的に実施。
- 国内で作られる全ての加工食品について、製品に占める重量割合上位1位の原材料を対象(おにぎりのりについては重量割合に関わらず対象)に、その原産地の表示を義務付ける食品表示基準の一部を改正する内閣府令が平成29(2017)年9月に施行。
- 水産エコラベル認証の動きが世界的に拡大。我が国においては、マリン・エコラベル・ジャパン協議会(MEL協議会)によるMEL認証の普及が進展。平成30(2018)年9月に世界水産物持続可能性イニシアチブ(GSSI: Global Sustainable Seafood Initiative)に承認を申請。
- 地理的表示保護(GI)制度では、水産物として、平成30(2018)年度に新たに「越前がに」が登録。

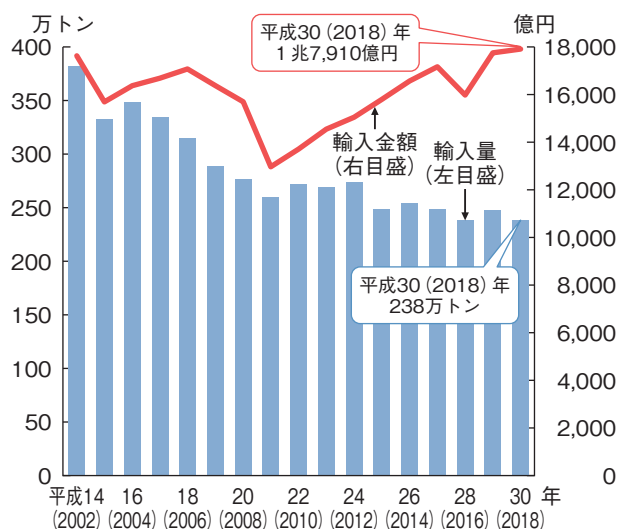
登録番号	名称	写真	特定農林水産物等の生産地
69	越前がに		福井県

(4) 水産物貿易の動向

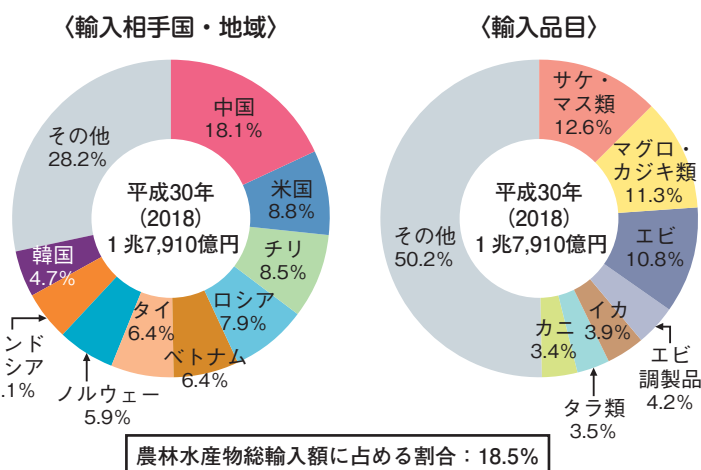
(ア) 水産物輸入の動向

- 平成30（2018）年の水産物輸入量（製品重量ベース）は前年比4%減の238万トン。輸入金額は前年比1%増の1兆7,910億円。
- 国別では、中国、米国、チリ、ロシア等が輸入金額の上位。
- 品目別では、サケ・マス類、マグロ・カジキ類、エビ等が輸入金額の上位。

我が国の水産物輸入量・金額の推移



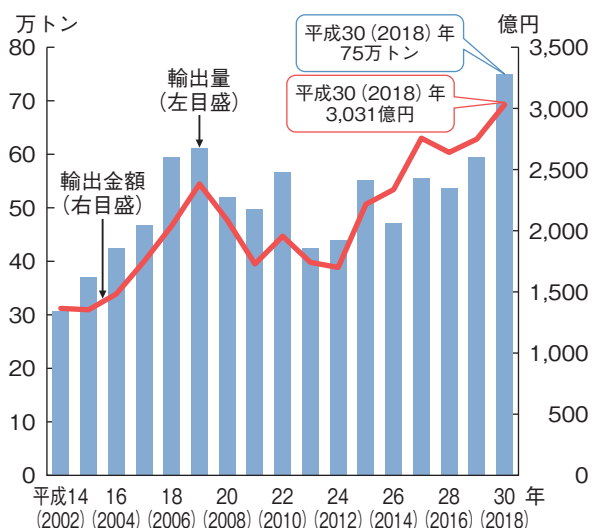
資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成



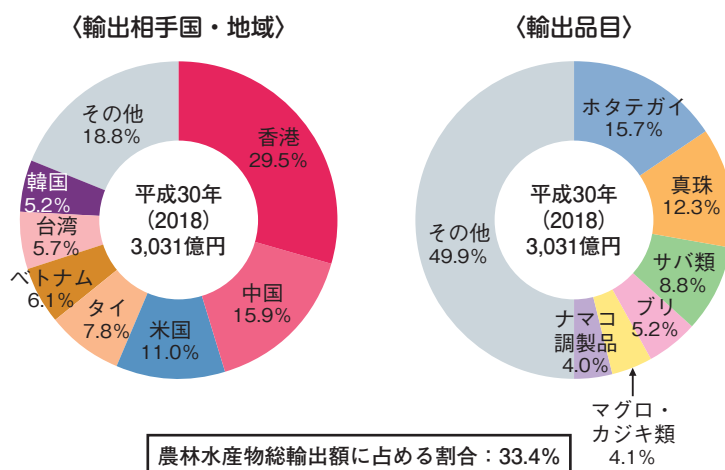
(イ) 水産物輸出の動向

- 平成30（2018）年の水産物輸出量（製品重量ベース）は前年比26%増の75万トン。輸出金額は前年比10%増の3,031億円。
- 国・地域別では、香港、中国、米国が輸出金額の上位。
- 品目別では、ホタテガイ、真珠等が輸出金額の上位。
- 平成28（2016）年5月取りまとめの「農林水産業の輸出力強化戦略」では、水産物について、輸出拡大に向けた生産体制の整備、海外市場の拡大、輸出先国・地域の衛生基準等に適合した輸出環境の整備に取り組むこととしているところ。平成28（2016）年8月の「未来への投資を実現する経済対策」では、令和元（2019）年に農林水産物・食品輸出額1兆円（水産物3,500億円）を目標。

我が国の水産物輸出量・金額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

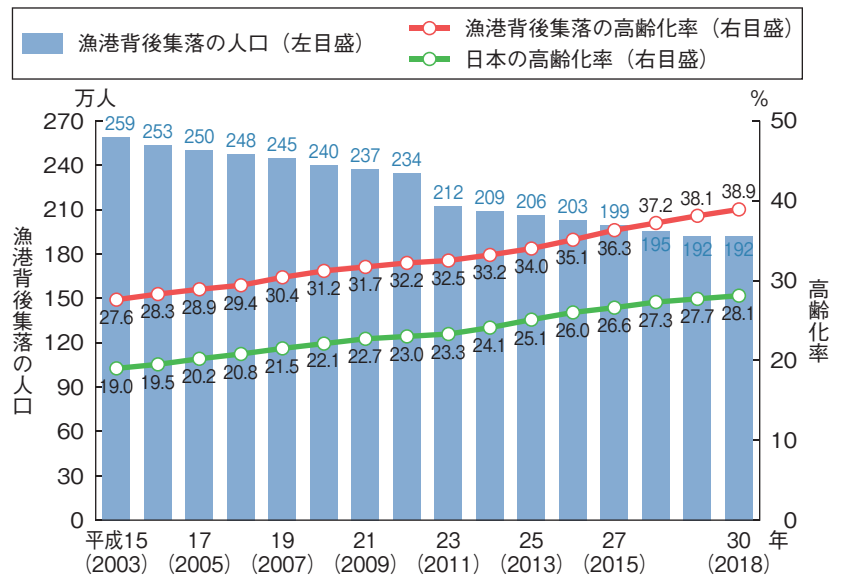


第5節 安全で活力ある漁村づくり

(1) 漁村の現状と役割

- 漁業集落の多くが、漁業生産には有利である反面、自然災害に対して弱い弱な立地（漁港背後集落のうち34%は半島、19%は離島地域）。高齢化、人口減少が進行（漁港背後集落の高齢化率は39%）。
- 漁業及び漁村は、1）自然環境を保全する機能、2）国民の生命・財産を保全する機能、3）交流の場を提供する機能、4）地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を発揮。広く国民一般が多面的機能の恩恵を享受。
- 新漁業法において、国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するように十分配慮することが規定。

漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」、「人口推計」、水産庁調べ

注：平成23（2011）～30（2018）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

漁業・漁村の多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえて農林水産省で作成（水産業・漁村関係のみ抜粋）

国民の生命・財産を保全する機能

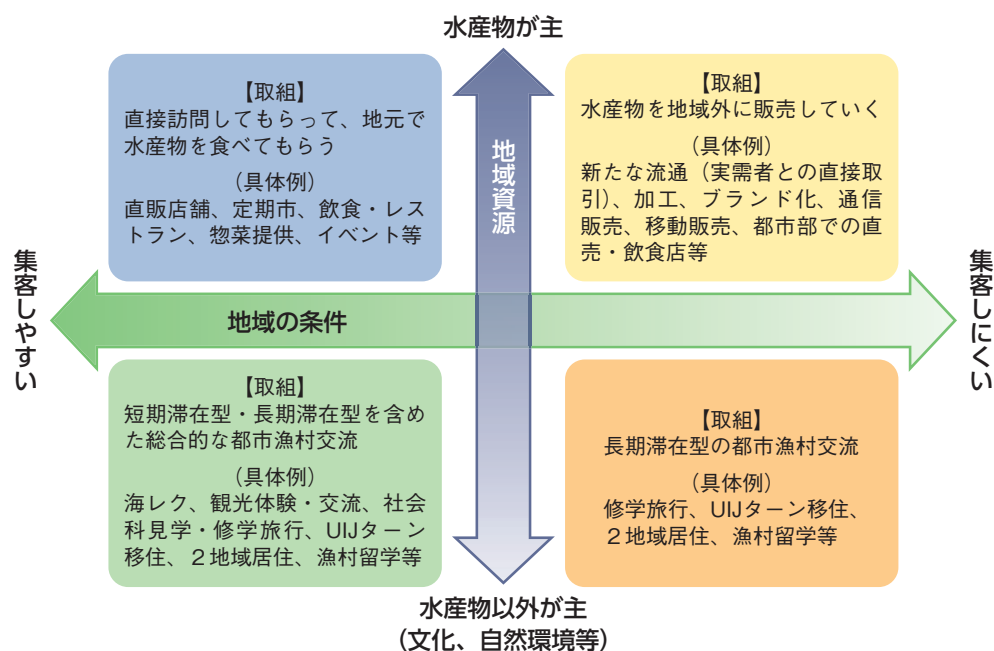
(2) 安心して暮らせる安全な漁村づくり

- 漁港・漁村における防災機能の強化と減災対策の推進を図っていく必要。防波堤、防潮堤による集落の多重防護、粘り強い構造の防波堤、避難路の整備等を推進。
- 漁村では生活環境の整備が立ち後れ。集落道や漁業集落排水の整備等を推進。
- インフラの老朽化対策は政府全体の課題。予防保全のための対策を盛り込んだ計画に基づき、漁港・漁村インフラの維持管理、更新を推進。

(3) 漁村の活性化

- 漁村の活性化のためには、地域が有する地域資源を見つけ出して、それぞれの地域の特性を把握した上で、具体的な取組内容を選定することが重要。内容に応じ、関連産業と連携を図ることも重要。
- 伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農泊のうち、漁村地域における「渚泊」について、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等のソフト対策や古民家等を活用した滞在施設等のハード対策を支援。
- 「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」の取組により、漁業振興を通じた漁村の活性化が期待。

漁村の特性と取組例



資料：(一財)漁港漁場漁村総合研究所の資料に基づき水産庁で作成

事例 廃校を活用した都市漁村交流（福井県若狭町）

福井県若狭町北部の西浦地区では、漁業就業者の減少や後継者不足対策として、平成29（2017）年に廃校となった小学校の校舎を地元の魚を加工する調理場や滞在可能な宿泊室などに変え、漁村体験施設として有効活用し、次世代を担う若者を都市部から呼び込み、若者と地元住民の世代を超えた交流を図ることで元気にぎわいを創出する地域活性化の取組を推進。

平成30（2018）年4月には、若狭町みさき漁村体験施設「みさきち」としてオープン。



セミナーの様子



図工室を調理場に改修

（「みさきち」ウェブサイト）

第6節 東日本大震災からの復興

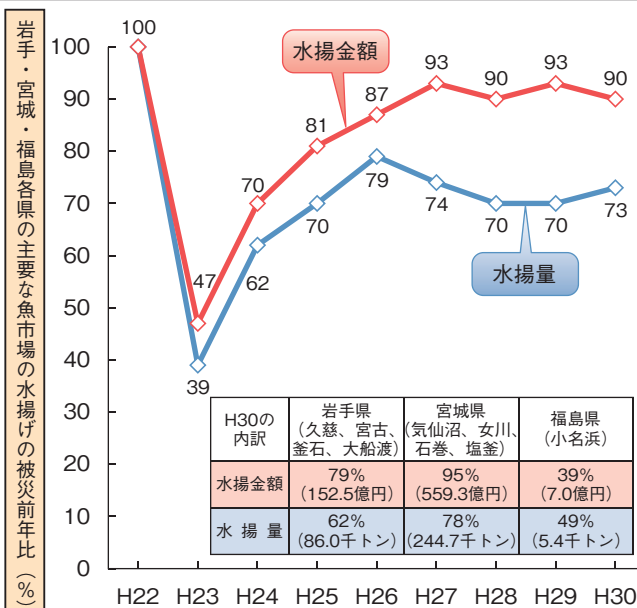
(1) 水産業における復旧・復興の状況

- 国は被災地の水産業の復旧・復興に引き続き取組。
- 水産業の拠点となる漁港には、高度衛生管理型荷さばき所や耐震強化岸壁等を整備。

水産業復旧・復興の進捗状況（平成31（2019）年3月取りまとめ）

1 水揚げ

・震災前年比で水揚げ金額90%、水揚げ量73%まで回復。

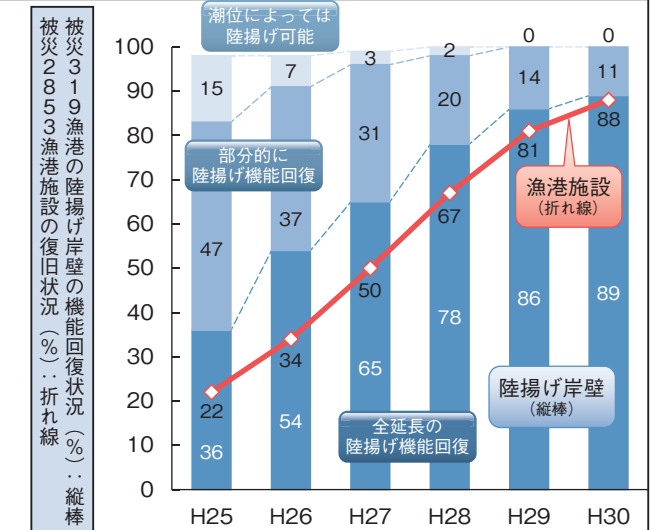


水揚げ金額（億円）	801	375	560	649	695	743	722	741	719
水揚げ量（千トン）	463	181	285	325	367	345	323	322	336

※H22年は22年3月～23年2月、その他の年は2月～翌年1月。

2 漁港

・被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。

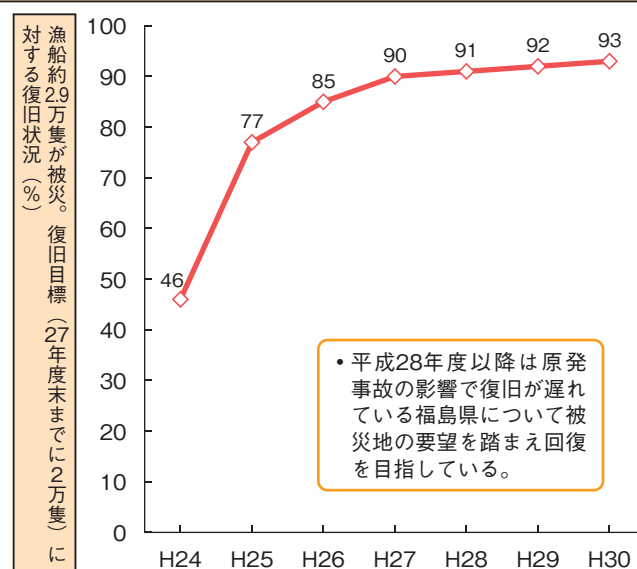


陸揚げ岸壁について						
全延長の陸揚げ機能回復（漁港）	115	172	208	248	273	284
部分的に陸揚げ機能回復（漁港）	149	117	99	65	45	35
潮位によっては陸揚げ可能（漁港）	48	23	9	5	1	0
復旧が完了した漁港施設（施設）	631	974	1,417	1,903	2,324	2,514

※各年の状況は3月末時点。
 ※漁港施設とは、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。
 ※被災漁港数は7道県の合計。

3 漁船

・復旧目標（2万隻）については、93%まで進捗。

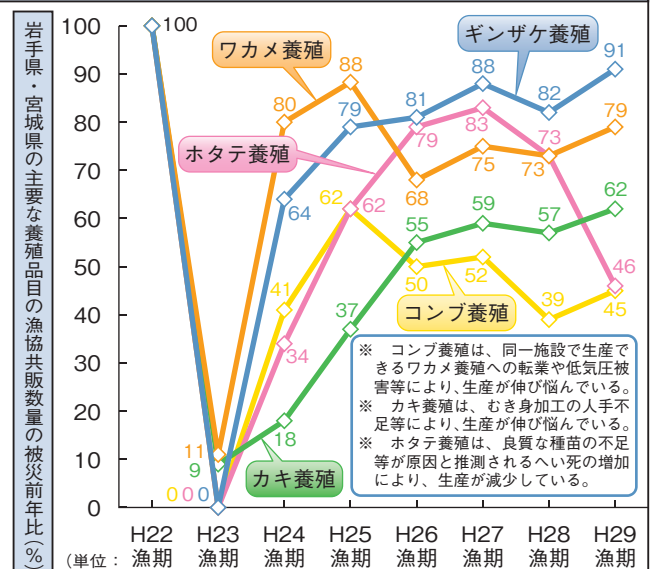


復旧隻数	9,195	15,308	17,065	17,947	18,257	18,486	18,651
うち岩手	4,217	7,768	8,542	8,805	8,852	8,852	8,852
宮城	3,186	5,358	6,293	6,861	7,106	7,310	7,465
福島	—	256	289	340	358	383	393

※各年の隻数は3月末時点。
 ※復旧隻数は21都道県の合計。

4 養殖

・再開を希望する養殖施設は29年6月末に全て整備完了。

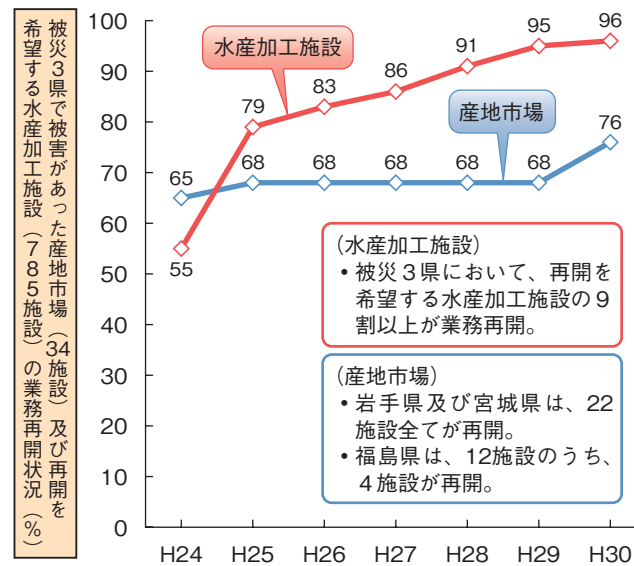


ワカメ養殖 ^{※1}	34,439	3,742	27,379	30,414	23,354	25,799	25,002	27,047
コンブ養殖 ^{※2}	13,817	0	5,633	8,502	6,904	7,205	5,433	6,250
カキ養殖 ^{※3}	4,031	354	719	1,476	2,207	2,386	2,316	2,503
ホタテ養殖 ^{※4}	14,873	56	5,130	9,245	11,677	12,313	10,871	6,810
ギンザケ養殖 ^{※5}	14,750	0	9,448	11,619	11,978	13,007	12,159	13,486

※1 漁期は2月～5月。 ※3 漁期は9月～翌年5月。 ※5 漁期は3月～8月。
 ※2 漁期は3月～8月。 ※4 漁期は4月～翌年3月。

5 加工流通施設

- 再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。

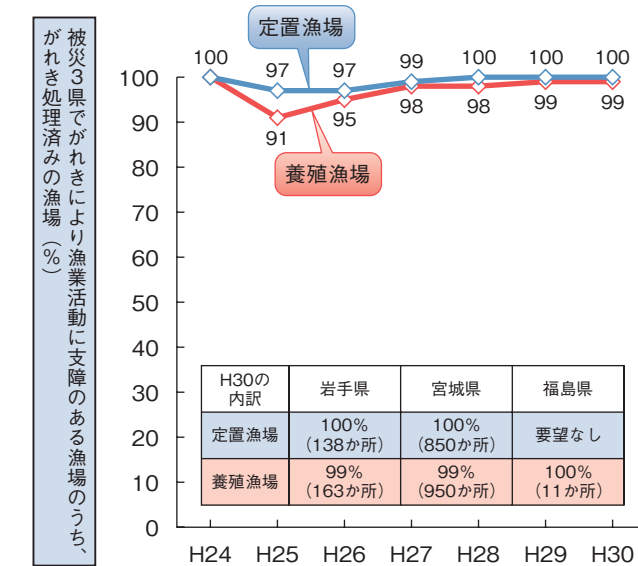


業務再開した水産加工施設(施設)※1	418	645	672	705	729	749	754
業務再開した産地市場(施設)※2	22	23	23	23	23	23	26

※1 各年の数字は、H24年が3月末、H25年からH29年は12月末時点、H30年は9月末時点。
 ※2 各年の数字は、H24年が4月末、H25年が12月末、H26年以降は2月末時点。

6 がれき

- がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了



活動に支障のある漁場(か所)	定置漁場	958	1,003	1,004	987	992	990	988
	うち処理済み	958	975	976	980	988	988	988
	養殖漁場	804	1,071	1,101	1,100	1,129	1,131	1,135
	うち処理済み	801	973	1,045	1,077	1,103	1,116	1,124

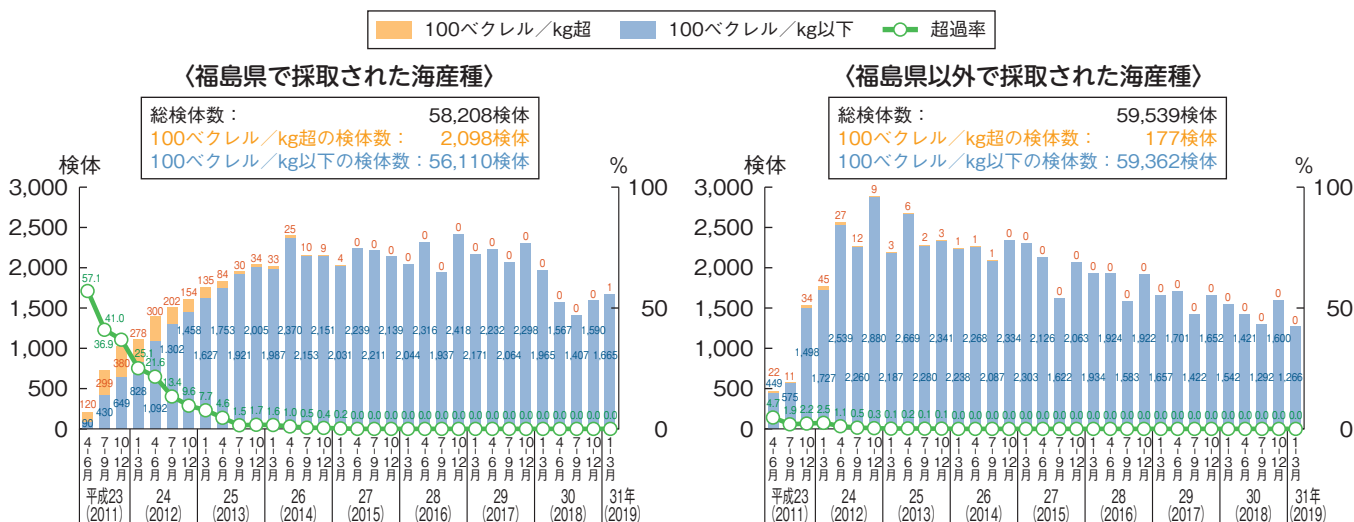
※支障のある箇所数が増減するのは、気象海象によりがれきが当該漁場に流入したり、流出したりするためである。
 ※各年の数字は3月末時点。

(2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響への対応

(ア) 水産物の放射性物質モニタリングと福島県沖での試験操業・販売

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の放射性物質モニタリングを実施、結果を公表。
- 海産種において、福島県では平成31(2019)年1月に基準値超過が1検体検出されたのみ(3年10か月ぶり)、同県以外では平成26(2014)年9月以降、基準値超えの検体なし。淡水種では、平成30(2018)年度に基準値を超えた検体は、福島県で5検体、同県以外ではなし。
- 福島県沖では、モニタリングの結果を踏まえて試験操業・販売を実施。平成29(2017)年4月から対象魚種は全ての魚介類(出荷制限魚種を除く)。また、平成30(2018)年6月より、キツネメバル、シロメバル、スズキが出荷対象となり、福島県沖の重要な種のほぼ全てが出荷対象。

水産物の放射性物質モニタリング結果(平成31(2019)年3月末現在)



事例 復活した「常磐もの」をお届け！～福島鮮魚便～

福島県と福島県漁業協同組合連合会、イオンリテール株式会社は平成30（2018）年6月より、首都圏の5店舗で福島県産魚の常設販売コーナー「福島鮮魚便」を開設。福島の沿岸漁業の魚は、試験操業により全て日帰りの操業のため、高鮮度。また、これらの魚は福島県が行うモニタリング検査、漁協が行う日々のスクリーニング検査、更にイオンリテール（株）が行う週一回の検査の対象となっており、鮮度の良さと安心・安全が大きなポイント。また、売場では事前に研修を受けた「販売員」が毎日試食販売を行い、消費者においしさや安全性、食べ方だけでなく、流通経路の説明や鮮度のアピールも実施。平成30（2018）年10月からは更に首都圏及び宮城県の8店舗に拡大。



「福島鮮魚便」のロゴマーク
(資料提供：福島県)

（イ）風評被害の払拭と諸外国の輸入規制への対応

- 一部の消費者の間では、福島県産の食品に対し根強い懸念。水産庁では、最新のモニタリング結果や水産物と放射性物質に関するQ&A等をwebサイトで公表する等、正確で分かりやすい情報提供に努力。
- 海外に向けてもモニタリング結果を公表、調査結果や安全確保のための措置等を説明、輸入規制の緩和・撤廃を働きかけ。水産物について輸入規制を講じていた53か国・地域のうち30か国が平成31（2019）年3月末までに輸入規制を完全撤廃。
- 韓国については、平成27（2015）年より、WTO協定に基づく紛争解決手続を開始。平成30（2018）年2月、韓国は、WTO／SPS協定に従って措置を是正するよう勧告する内容の報告書を公表したパネルの判断を不服として、同年4月にWTO上級委員会へ申立て。平成31（2019）年4月12日、上級委員会は報告書を公表し、パネルの判断の一部を取り消したものの、日本産食品の安全性についてはパネルの判断から変更なし。
- 日本産農林水産物・食品に対して、輸入規制措置を継続している国・地域に対し、我が国の食品の安全性及び安全管理の取組を改めて説明しつつ、引き続き輸入規制の撤廃・緩和を働きかけ。